

第七十五回 参議院 商工委員会 會議録 第十七号

昭和五十年六月十七日(火曜日) 午前十時二十三分開会

出席者は左のとおり

委員長 林田悠紀夫君

理事 熊谷太三郎君 楠 正俊君 小柳 勇君 須藤 五郎君

委員 岩動 道行君 小笠 公昭君 齋藤 三郎君 菅野 儀作君 福岡日出磨君 矢野 登君 吉武 恵市君 鈴木 力君 対馬 孝且君 森下 昭司君 桑名 義治君 中尾 辰義君 安武 洋子君 藤井 恒男君

國務大臣

通商産業大臣 河本 敏夫君

通商産業政務次官 嶋崎 均君

中小企業庁長官 齋藤 太一君

中小企業庁計画部長 吉川 佐吉君

中小企業庁指導部長 河村 捷郎君

事務局側 中小企業庁小規模企業部長 藤原 一郎君

常任委員会専門員 菊地 拓君

説明員 公正取引委員会事務局取引部下請課長 相場 照美君

文部省初等中等教育課長 柴沼 晉君

資源エネルギー庁石炭部産炭地域振興課長 山梨 晃一君

労働省労働基準局賃金福祉部企画課長 川口 義明君

建設省大臣官房参事官 中谷 善雄君

参考人 中小企業金融公庫総裁 渡辺 佳英君

全国中小企業団体中央会専務理事 稲川 宮雄君

税理士 大宮 具一君

明治大学経営学部教授 渡辺 睦君

本日の會議に付した案件

○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。 前回に引き続き中小企業近代化促進法の一部を

改正する法律案を議題といたします。この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となりました本案の審査のため、本日の委員会に参考人として中小企業金融公庫総裁渡辺佳英君、全国中小企業団体中央会専務理事稲川宮雄君、税理士大宮具一君、明治大学経営学部教授渡辺睦君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(林田悠紀夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林田悠紀夫君) この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、皆様には御多用のところを本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、ただいま議題といたしました法案につきましてそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の本案審査の参考にしたいと存じております。

これより参考人の方々に順次御意見をお述べ願うのでありますが、議事の進行上お一人十分程度でお述べを願ひ、参考人の方々の御意見の陳述が全部終わりました後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず渡辺佳英参考人にお願ひいたします。

○参考人(渡辺佳英君) この近代化促進法の改正につきましても、改正の意図するところを見ますと、業種指定の要件を、従来の国際競争力の強化、産業構造の高度化を図るべき業種に加えまし

て、国民生活の安定向上を図る上で重要な業種を追加することになっております。時宜を得たものと考へております。また、近代化計画の内容に従業員の福祉向上、消費者の利益増進、環境の保全等を盛り込もうという御趣旨は、これまた時宜に即したものであると思ひます。さらに、個々の業種グループ内での構造改善にとどまらず、関連事業者をも加えた総合的な構造改善を実施していくことについては、構造改善を産業ぐるみ、あるいは地域ぐるみで行うことによつて、より実効の高いものにしていくことができると考へられますので、ぜひとも実現していただきたいと存じます。

さらに、今回の改正案で、中小企業者が共同して新分野を開発し、そこに事業分野を發展させていこうとする新分野進出計画の新設が盛り込まれておりますが、中小企業が独自の特色を生かし、その活路を開いていく必要があるという意味から、今後の中小企業の進むべき方向として、これまたぜひとも実現していきたいところであり、はなはだ結構なことであると考へております。

私どもの中小企業金融公庫におきましては、これまで近代化促進法に基づいた特別貸し付け、われわれの方で近代化促進貸付、構造改善貸付という名前をつけておりますものを実施してまいっておりますが、中小企業者の融資期待も大きく、中小企業の体質改善に寄与するところが大きであつたと考へております。

その貸し付けの累計は、近代化促進貸付では大体二千億圓に上つておりますし、構造改善貸付では一千九百億圓に上つております。今回の改正におきまして、この面での一層の充実が図られることは、今後の安定成長経済のもとでの中小企業の適応力を高める意味で望ましい方向であると考

えております。

最近の中小企業の景況について一言申し述べますと、消費財関連を中心に底入れしたと思われるものもありませんが、大勢としては、依然停滞を続けているものと考えております。確かに自動車や弱電の中小下請の部面では受注が向上きとなりており、また、繊維品の一部では在庫整理が進んできたという現象も見られますが、この傾向が今後とも継続するかどうかは、いまの段階ではまだ何とも言えないと考えております。

一方、一般機械関連業界では、むしろ最近収支の落ち込みが著しく、ことに造船下請、重電下請のように、いままではある程度の仕事と売り上げを維持してまいりましたが、先行き見通しについては非常に暗い業界もあります。

また、公共事業費の繰り上げ使用等、財政支出の促進が図られており、住宅着工もやや回復気配にあると伝えられておりますが、中小建設業界や建設資材関連業界では、まだその効果が出るのがおそれているように見受けられます。

このような景気後退による売り上げ、受注の減少に加えまして、昨年来人件費等コストアップの圧迫は著しいものがありまして、また、雑貨や木材関連業界、モザイクタイル等のように、発展途上国の追い上げに面している業界もありまして、昨今の中小企業を取り巻く環境は、これまでになく厳しいものがあるものであります。

いままで、かつての高度成長時代の利益蓄積を吐き出して繰り回してきたり、政府の中小企業金融対策による金融機関からの借り入れで、経営維持が可能であった企業が多かったと思われまが、いまのような状態が続きますと、力が尽きてくる中小企業も出てくるのではないかと懸念されております。

最近では、中小企業においても雇用調整とか不要不急な支出の切り詰め等、環境に適応した不況対策が進められており、後向き不況運転資金需要は、一時に比べればおさまってきたように思います。

一方、民間金融機関の中小企業に対する貸し出し態度も、一ころのきびしさがやや薄れてきたような気配もあり、金融面について一息ついたという意見もないのではないかとありますが、しかし、最近の中小企業金融公庫の調査によりますと、製品需給の状況は依然軟弱でありまして、販売価格は低迷を続けていることから、貸し付け先のうち、約三七％の企業が当面赤字経営を余儀なくされるといったような状況にあります。このため、資金繰りは引き続き窮乏な状態が予想されておりますが、特に信用力の弱い企業に対しては、金融機関が貸し渋りがちであるために、中小企業金融は、大勢としてはなお逼迫感が継続してあります。

一方、うちの中小企業金融公庫に対する資金需要は依然旺盛でありまして、うちが直接貸しております、直貸しとわれわれは言っておりますが、直貸しでは、ことしに入ってから昨年と比べてまして約二割ぐらいいふえておる、二割増程度の申し込みを受けております。運転資金の需要が、後ろ向き資金を中心にいまだなお水準でありますし、設備資金について見ましても、不況下にあっても企業体質改善に資する設備投資は必要であるということ、昨年春れを底に次第に向上いてきております。

当公庫といたしましては、当面、まじめな中小企業者が資金面で行き詰まることのないように配慮しますとともに、中小企業者が現下の困難な情勢を切り抜けていく努力に対して、極力支援していく方針であります。

なお、今後安定成長経済へ移行する中で、中小企業の中には、事業を新しい分野に転換していくというものがふえてくると思いますが、こうした中小企業に対しては、政策的に十分配慮していただきたいと思いますし、その点、新近代化促進法によりまして新分野発展事業を支援していくこととされることは、大変結構であると思えます。当公庫としましては、できる限りこうした中小企業の努力を支援していく所存であります。

また、今後中小企業の収益力は低下するものと考えられますが、当公庫の貸し付けにつきましては、貸し付け期間はできるだけ長期化する等、貸し付け条件の弾力化について当公庫として努力いたしまして、関係機関に対してもその旨をお願いしていきたいと考えております。

○委員長(林田修紀夫君) ありがとうございます。次に、稲川宮雄君にお願いいたします。

○参考人(稲川宮雄君) ただいま御紹介をいたいただきました、全国中小企業団体中央会の専務理事の稲川でございます。

私は、目下御審議中でありまして中小企業近代化促進法の改正につきまして意見を申し上げます。ことに、引き続きましてこれとの関連におきまして、中小企業の現状なり、あるいは対策について申し述べたいと存じます。

近代化促進法につきましては、昭和三十八年、この法律が中小企業基本法とともに成立いたしました以来、十二年間経過いたしておりますが、きわめて多くの実績を上げてきたと考えております。

まず第一に、いままで実態が明確でないとわかれておりました中小企業につきまして、中小企業総合基本調査というものが行われましたこととにも、この中小企業近代化促進法によって指定を受けました業種につきまして、厳密な実態調査がそれぞれの業界ごとに行われておりまして、この結果がきわめて有意義なものでございまして、中小企業の実態がますます明確になったということが非常に大きな収穫であるというように考えております。

第二に、従来、中小企業対策は、一方的な抽象的対策が多かったのでございますが、この近代化促進法は御承知のとおり、各業種ごとのきめの細かいそれぞれの対策が講ぜられまして、生産なり販売なり、あるいは技術なり設備なり、あるいは適正規模等に関します近代化、合理化が講ぜら

れ、それが中小企業の改善に大きな貢献をしたというところを私どもは率直に認めるものでございませう。その効果は数字的にもいろいろ表明されておりますけれども、私は、数字にあらわれなかったもの以上に中小企業の近代化施策にきわめて大きな効果がありまして、むしろ、数字でははかることのできないほどの大きな効果があったというように評価しております。

たとえば、これはドルショックなりあるいは石油ショックのときもございまして、各業界団体へもが業界の実情を調べました際に、各業界団体へもが参りますと、近代化促進に指定され、あるいは構造改善に着手しておりますその業界におきましては、ドルショックの受け方が少ない、あるいはそれに

対する対策が適宜立てられるというふうな、そういう環境にあるのは、まさにこの近代化促進法のおかげであるということをお申しております業界が若干ありました点を見ましても、この効果が非常に大きいというように考えるのでございまして、そういうドルショックを受けたような際に、特にその効果が顕著にあらわれてくると思っております。

たとえば例で申しますと、作業工具などはその一例であつたかというふうに思うのであります。

第三に、この近代化業種の指定を受け、あるいは構造改善業種として特定を受けました機会に業界の組織強化が推進強化されておるのがほとんどございまして、中小企業対策を進めます上においては、私どもの持論でございまして、やはり組織化ということが基本である、きわめて重要であるというように考えておるのであります。この近代化促進法の指定によりまして、各業界の団体組織化がきわめて進んでおることとも見逃すことのできない大きな事実であるというように考えるのであります。

要するに、この法律によって指定を受けました業種の中には、中途において挫折いたしました、その計画を放棄したというものもございませんけれども、総じて申しますならば、中小企業の近代化、合理化、その生産性の向上、あるいは

業の近代化、合理化、その生産性の向上、あるいは

は品質の改善というような面に、きわめて大きな貢献をしたということを私どもは信じております。

いま、この近代化促進法の改正が提案されました、御審議中と承っておりますが、過去十二年間における実績に立って振り返って見ますと、時勢の変遷、あるいは環境の変動によりまして、内容を改正すべき点が幾つかあるわけでございませう。昭和四十四年には構造改善を行うための改正がございまして、業界ぐるみあるいは産地ぐるみで、早急かつ徹底した近代化を行うための構造改善計画ということがもくろまれました、自由化とかあるいは特惠関税、労働力の不足、公害対策等のためにこれはぜひとも必要であり、また、その一つの方法といたしまして企業集約が行われてきたのでございませう。

この企業集約ということは、一面から申しますと、中小企業の整理淘汰を意味するという反面もございまして、批判の対象になる場合もございませうけれども、しかしながら、従来のこの激動期におきます中小企業、特に零細企業が本場に身を捨てて浮かぶ瀬を発見するためには、場合によりましては合同とか合併とか、あるいは協業ということも行わなければならないのでございませう。その結果、従来のいろいろな問題、懸案を一挙に解決することができるといった効果も見逃すことはできないと思っております。したがって、そういう勇断を選びました人たちに對しては、私どもはその勇氣と英知と、かつ、その時代感覚には大きな敬意をむしる表しておりますのでございませう。しかし、そういうようなやり方というものは、高度成長、あるいは規模のメリットというものが必要である時代において特に必要だったのでございまして、今日においても規模のメリットが必要でないというわけではございませうけれども、それだけではこれからのこの安定経済と申しますか、そういう経済に処していくことができませぬので、そこでどうしてもソフトな方面の改善、いわゆる知識集約化、あるいは第三近促

というものが選ばれることになったのでございませう。これも時勢の変遷に伴う一つの当然の方向であるというように考えるのでございませう。

しかし、最近におきましては、事態はさらに進展をしております。中小企業をめぐる環境は大きく変動をいたしております。こうした事情に即応するためには、近代化の施策もさらに内容を充実させ、発展させていかなければならないのは当然でありまして、単に国際競争力の強化とか、あるいは産業構造の高度化ということだけではなく、国民生活の安定向上のための業種までも対象にしていくということは当然でございまして、むしろ私は、それは遅きに過ぎるのではないかとさえ思うのでございませう。あるいは構造改善方式を縦の関係と申しますか、あるいは異業種と申しますか、関連業種ぐるみでやっていくという構想も今日の場合には非常に必要でございまして、いわゆるむずかしい言葉でございませうけれども、システム化ということが必要であるということが言われておるのでありますが、そういうシステムとしてこれから中小企業の経営なり組織というものを組んでいかなければならない今日の時点におきましては、この方法もきわめて必要な方向である。こういうように考えております。あるいは新分野への進出計画制度等もきわめて重要な線であると思っております。実はこれらの案につきましても、私どもは賛成であるというよりも、むしろその実現を心からお願ひしておりますのでございませう。

と申しますのは、私ども全国中央会のお世話によりまして、中小企業近代化促進団体協議会という団体が設立されておるのでございませうが、現在七十七の団体がこれに加盟いたしております。ときどき集まりまして、研究会とかあるいは幹事会等を開きまして対策を協議しておりますのでございませうが、今回の改正案の大半は、私どもがお世話しておりますこの協議会において考えられ、そして政府にお願いをしたものでございまして、そういう意味におきまして、私ども並びにその関係業

界はこれに御賛成申し上げるのは当然でございませうが、むしろ、ぜひともこれを実現していただきたいということを願ひしておる次第でございませう。

以上は近代化促進法の直接の問題でございませうが、これに関連いたしまして、中小企業の立場から現状に對する若干の希望を申し述べたいと存じます。これからの中小企業にとって大切なことは、言うまでもなくその経営の近代化であり、あるいは品質の改善でございませう。自由経済体制のもとにおきましては、自分の努力で、いわゆる自己努力によりまして経済の合理性というものを高めていくということが必要であるというものは、中小企業政策審議会におきかたして、前後二回にわたってその結論を出されたところでございまして、中小企業が展開いたしまする基盤は、何と申しましても、みずからの経営の近代化にあるということでは言うまでもないのでございませう。そういう意味におきまして、この近代化促進法というものはきわめて重要な法律でございまして、近代化は中小企業対策のすべての基本であり、かつまた前提であると言っても言い過ぎではないと思っております。

しかしながら、中小企業の現状から考えますと、この近代化ということはきわめて必要な条件でありますけれども、中小企業の振興発展のためにそれは十分であるかと申しますと、私どもは十分であるとは考えていないのでございませう。必要條件であるけれども十分条件ではない。したがって、中小企業のために近代化の促進ということばかりが重要でありますけれども、それだけでなく、近代化というものが実を結ぶためにさらには十分なる対策を考えたいたしたいということが、今日の中小企業の希望ではないかというように思うのでございませう。そういう内容かと申しますと、まず第一には、二年有余にわたって続けられました総需要の抑制ということによりまして、中小企業の経営は

業種によりまして、地方によりまして若干の異同はございませうけれども、まさに危殆に瀕しておると言っても過言ではないような状態にございませう。したがって、中小企業に對しましては、先ほど中小公庫の渡辺総裁からもお話がございませうけれども、金融の拡大でありますとか、そういうことも今日必要でございませう。また、特に最近中小企業の要望いたしておりますのは、従来政府から借り受けました資金の償還を猶予してもらいたい、こういう要望もかなり強く出ておるのでございませう。そういう意味におきまして、金融対策というものはいつの場合でもそうでございませうが、特に中小企業対策としてぜひ御考慮をいただきたいのでございませう。しかしながら、今日の問題は、資金よりもむしろ仕事をという切実な声がございませうので、ぜひこの際、金融もさることながら、仕事ももっと中小企業に行き渡りますような施策をお願いいたしたい。

昨日、第三次の不況対策というものが発表されたようでございませうが、財政の繰り上げ支出でありますとか、あるいは住宅に對する資金の拠出でありますとか、そういうような点によりまして景気を浮揚していただきますと、いまや自律反転力と申しますか、自律回復力というものは、特に中小企業の場合には欠如しておると言わざるを得ないと思っております。

次の対策といたしましては、中小企業分野というものをこの際確立してもらいたい、こういう要望でございませう。憲法の関係でありますとか、あるいは消費者に對する関係でありますとか、あるいは近代化、合理化等のいろいろな関係がございませう。十分私どもも承知しておりますけれども、しかしながら、大資本が弱い中小企業に分野へ、まるで弱肉強食のような形で進出してくるような状態を放任しておくというところは、独占禁止法の立場から申しますと、私どもは非常に大きな矛盾があると思っております。独占禁止政策というものは競争を促進する政策である、大企業の進出を防止

するということ、むしろ競争を制限するものである、こういう論調もございませうけれども、しかし、独占資本が中小企業分野へ入ってまいりまして、中小企業がそれだくなってしまおうというふうな事態を想像いたしますと、それは競争状態がなくなることでございまして、まさに、大企業の進出をとめることこそ民主的な競争というものを維持し、促進するものである、こういうふうな考えをしておりますので、ぜひこの大企業の中小企業分野への進出ということには何らかの歯止めをお願いしたいというのが、中小企業全部ではございませぬが、関連しております中小企業におきましてはきわめて切実な要請でございませぬ。

次の問題は、下請に対する問題でございませぬが、下請取引の適正化、あるいは下請代金の遅延防止ということもかねがねの問題でございませぬけれども、また私どもは、下請代金支払遅延等防止法はざる法ではない、それはそれなりの効果を上げておるといふふうな信じておるのでございませぬけれども、しかしながら、それが十分に機能してないということ、もはや今日では定説でございませぬ、この際、できるならば下請に對しまする手形には期日を設けていただきたいということが一つでございませぬが、仮に期日を設けることが困難であるといつたとしても、親企業が下請に對して出します、支払いまするものは、少なくとも、中小企業が自分のうちの労働者に支払いまする賃金相当分だけでも現金で支払っていただきたいということでありませぬ。労働基準法によりまして、あるいは家内労働法によりまして、賃金は通貨をもって支払わなければならないということが法律で定められておるのでございませぬ、下請企業といえども、自分のところの労働者には、賃金は現金で払わなければならないのであります。受け取るものがオール手形でありましては、賃金も支払えないということになるのでありますから、少なくとも賃金相当分は現金をもって払っていただきませぬ、決してそれは無理な注文ではないというふうに信ずるものでございませぬ。

す。

中小企業や下請企業が、近代化促進法を中心とするこの近代化によりまして、あるいは合理化によりまして、みずからの経営を幾ら改善いたしましても、その改善いたした成果というものが、いま申しましたような下請代金等の形におきまして大企業、親企業に吸い上げられてまいりましては、何にも後に残らないのであります。きざな言い方でありませぬけれども、働けど働けど楽にならなくてじつと手を見るというのが中小企業、下請の実態であるということでありましては、いかに近代化というものが促進されましても、それは中小企業の本当の改善にはならない、むしろ中小企業近代化促進法によって得ましたところの売りというものは、中小企業の今後の経営の改善なり、あるいはまた働く人たちの福祉なり、あるいは消費者に配分するというような方向こそが必要でございませぬ、働いた分だけが吸い上げられるというような機構をこの際あわせて是正していただくということ。中小企業基本法で申しますならば、中小企業の近代化、高度化は必要でございませぬが、同時に、中小企業の事業活動の不利の補正ということもございませぬと、必要かつ十分な対策にはならないのではないかとこのように考えますので、あわせてそういう点についても御配慮をお願いしたいというのが私の希望であり、意見でございませぬ。

以上でございませぬ。ありがとうございます。

○委員長(林田悠紀夫君) ありがとうございます。

次に、大宮員一君にお願いいたします。  
○参考人(大宮員一君) 税理士の大宮員一でございませぬ。  
今日、独占資本主義の復興の過程で、中小企業は、自己蓄積を大幅に上回る近代化促進による企業自己資金の不足を外部資金に依存する体制であります。中小企業向け貸し出し融資の不安定性は根が深いというわけでございませぬ。中小企業が賃金上昇に処すべく新生産、販売体制を確立する意

志と条件を持っていても、積極的に近代化融資を遂行し得ないことを意味し、全体として、大企業と中小企業の不均等発展をますます助長することになるであらう。いわゆる融資集中機構の批判されるべきは、このことであると存じます。この融資集中機構そのものが中小企業問題を激化させているのでありませぬ。その変革なしには、中小企業問題の解決なしとする見解が強いわけにございませぬ。

しかし、ここで注意すべきは、この機構だけを変え、中小企業すべてに総花的に大量の資金をばらまいたとするならば、全体としての経済の発展を阻害するだけであらう、むしろ前近代的企业を温存して、かえって中小企業問題の解決をおくらせる可能性が大いに存じます。

中小企業近代化とは、個々の企業内に多少の新しい設備をまんべんなく与えるのではなく、中小企業の構造自体を近代的に変革することであると存じます。中小企業の問題を解決される決定的な要因は、融資集中機構それ自体にあるのではなく、今日の生産力の水準に見合った、つまり、金融機関採算ベースに乗るような中小企業の社会的発展を図ることに存じます。

この中小企業近代化政策の徹底を前提として、中小企業に對する長期資金の供給不足解決の方向に融資集中機構が改められたときは、初めて中小企業金融問題が解決されることになるかと存じます。減速経済の進行により、中小企業の近代化促進貸し付けも減速しているような状態であると考へられます。

そこで、お願いやら要望でございませぬが、金利負担の軽減、低金利と申しますか、無利息でひとつ貸し出しをお願いしたい。かつまた、据え置き期間が近代化促進は一年になっておりますが、  
【委員長退席、理事熊谷太三郎君着席】  
他の貸し付けはほとんど二年になっております。そういう関係で措置期間の延長を要望したいと存じます。  
なお、中小企業近代化促進法の第九条に減価償

却の特例というのがあります。これは私見で申しわけございませぬが、税制の中で不公平なことが起る原因だと私は考えるわけです。あらゆる業種あらゆる事業の事業主に特別措置法を現在適用してありますが、それらは逐次廃止をしていただきたいということ。ですから、近代化の中でも、減価償却の特別課税の軽減ははずしていただきたいというのが私の私見でございませぬ。他の法律に依存して近代化促進法の中に導入するのはなく、第九条の特別措置法の適用をはずしていただきたい。その見返りとして無利息の資金貸し付けをしていただくことがまことに当を得ているのではないかと考えるわけです。

以上申し上げて、簡単にございませぬが、要望にかえませぬ。

○理事(熊谷太三郎君) 次に、渡辺参考人にお願

いたします。

○参考人(渡辺陸君) 近代化促進法に對する一部改正案の問題点について、私なりの批判的な見解を申し上げてみたいと思ひます。

まず第一に、中小企業近代化促進法の役割りでございませぬが、まず、昭和三十八年に近促法が制定され、今日までの間に、この近代化促進法を基軸とする中小企業の近代化、構造改善事業が推進されてきたわけでありませぬが、その成果とともに、制度上の欠陥や問題点を関係当局がどのように評価され、反省を踏まえられているかどうかという点に、この提案理由においては何ら触れられていないという点を第一の疑問といたします。

それは国際競争力の強化と、産業構造の高度化を促進する観点から、一部上層の中小企業あるいはまた、いわゆる中堅企業の経営規模の拡大、設備の近代化、生産性の向上を進めてきたいと思ひましたが、その半面において、市場の拡大に對して生産設備の過剰傾向、過度競争の激化、企業間格差の拡大などもたらしました、中小企業の下層部分、小零細企業の整理淘汰、転廃業の促進を押し進める、そういう現実的な役割りをも果たしてきたということを強調しておきたいと思ひます。

しかも、絶的な指定業種の拡大によって焦点がぼかされる反面、近代化指定業種に属する上層部分を中心に中小企業の近代化、構造改善特別融資の重点的な貸し付け、税制上の特典を付与することによって、企業の集約化を通じ企業間格差を拡大し、中小企業の上層育成、下層淘汰の役割りを果たして果たしてきても過言ではなからうと思えます。特にこの数年、ドルショック、オイルショック、さらに発展途上国の追い上げなどによって多くの中小零細企業は深刻な影響を受け、今回のインフレ不況下におきましては、これまでの高度成長政策、とりわけ、その一環として構成されている中小企業の近代化、構造改善政策の事実上の破壊によって深刻な経営危機に直面している、転産業を余儀なくされている業者が非常に多く出ているというのが現状であります。

次に、今回の改正法案の評価でございますが、基本的にはこれまでの近代化促進法と、その性格上本質的な変化は見られないというふうな私どもは理解いたします。提案理由の説明を讀みましても、「わが国経済がいわゆる安定成長経済、福祉型社会へと移行しようとしていること」、「中小企業をめぐって環境が著しく変化していること、したがって、「中小企業近代化施策は、このような変化に適切に対応できる中小企業を育成すると同時に、国民生活の安定向上に寄与するものであることが必要であると考えられます。」云々と記されてはおりますけれども、この提案理由の説明には、これまでの近代化施策の果たしてきたマイナスの役割りについて何ら反省点も見られません。また、いわゆる「国民生活の安定向上に寄与するもの」など、いずれもいまさらのような表現を使っておられますけれども、つまり、従来国民生活に最も密着している地域の中小企業、伝統産業の振興という点について重点的な施策が講じられない。経営規模の拡大、生産性の向上という点にのみ力点が置かれてきたということについても反省点が見られないわけでありませぬ。

特にこの不況期こそ、これまで意図してきても

やれなかった末端の小零細業者のスクラップ化を促進し、いわばせい肉をそぐというような大企業本位のやり方が見られるということでありませぬ。これまで高度成長時代に、国民生活の充実や生活環境の整備、従業員の福祉向上、消費者の利益増進、環境の保全などが軽視されてきたのか、なぜこれが今回の改正法で特に強調されたのか、ならばならぬのか、これまでの近代化施策の限界と矛盾の拡大に関する批判的な総括なくして、これを一面的に強調するのは、一般的に言って理解ができません。

次に、今回の改正案の問題点を幾つか要約して申し述べてみたいと思えます。

まず第一に、関連業者を含めた構造改善を図る云々と書いてありますが、関連業者の中には中小零細業者ばかりでなく、大企業も入っているのかどうかという点が必ずしも明確ではありません。第二に、成長が期待される新規事業分野への進出を促進する云々とありますが、これはまず第一に、中小企業の既存の分野から多くの中小零細企業を締め出し、営業の自由や生存権すらも脅かすことになりはしないだろうかという点が危惧されます。

第二は、新規分野への進出を促進する以前に、既存の分野で活動している中小企業が、発展途上国からの追い上げや逆輸入によって苦境に立たされてきている現状を直視し、これを規制し、速やかに輸出中小企業、伝統産業を守り、育成し、発展させる道を講ずべきではないでしょうか。

三番目に、追い詰められ、転産業を余儀なくされているおびただしい数の小零細企業に対する適切な措置を講じなければ、片手落ちと言わざるを得ません。

四番目としましては、いわゆる停滞産業部門から成長が期待される事業分野への進出と言っても、成長が期待できる事業分野ほど大企業がすでに支配し、むしろ競争が激甚をきわめるという分野であるということをお断り申し上げます。

そこへ後発の中小企業が新たに進出する場合

に生ずる、当然予測される摩擦をどのように調整されるのか。この点についても必ずしも明確にされておられません。大企業に対する有効適切な規制措置を講じることによって矛盾をさらに拡大し、事業転換を実施し、中小企業が直面するであろう困難な問題をどのように克服したらいのの、ただ、この点のきめ細かな配慮を抜きにして、ただ単に、新規事業分野への進出をブッシュするだけではないでしょうか。

第五番目としましては、既述の分野から新規事業分野へ転換し、事業が一応の軌道に乗るまで、一般的に言って二年ぐらいはかかると思われるので、その間、準備期間を含めて休業補償をどのように考えられているか。特に、追い詰められて転産業を余儀なくされる末端の小零細企業者に対する休業補償を考える必要があるではないかと思えます。

六番目、新規事業分野への進出を促進するだけではなくて、既存の中小企業業種の本格的な振興対策、伝統産業や産地企業の育成振興対策、あるいは中小企業の自主的、民主的な共同、協業化の促進に対しても、抜本的な助成措置を講ずべきであろうと思えます。この点になぜ対策を商工組合の加盟者に限定するのか。個々の事業主をも含めて考えないのはどうしてか。

以上、簡単でありますけれども、幾つかの疑問点を提起したいと思えます。

最後に、当面中小企業は金も欲しいけれども、それ以上に仕事がないという切実な叫びを直視し、まして、緊急対策として次の五点を特に要望申し上げます。

第一は、大企業の横暴な商法、とりわけ中小企業分野への無制限と思われるような進出を規制すること。少なくとも中小企業が七〇％を占めていくような業種に対しては、速やかに大企業の進出を食い止めるという法的な規制措置を講ずる必要があるだろうと思えます。

二番目には、下請代金支払遅延等防止法を一層

強化することによって、下請いじめの大企業の方に一定のくさびを打ち込むということが要望されます。

第三点としましては、金よりも仕事をという切実な末端の業者の要求にこたえるために、官公需のうち、少なくとも五〇％以上は中小企業に対して優先的に発注を保証するような制度的な保証を確立すべきではないかと思えます。

第四番目には、中小零細企業への無担保・無保証の融資制度を拡大し、制度の抜本的な拡充を要求するということでもあります。いつでも業者が必要なときに借りられるような制度の改正をという声が零細業者の中には非常に要望が強いということに対して、ひとつこたえられるような措置をしていただきたい。

最後に、中小業者、とりわけ末端の零細事業主に対する租税負担の軽減を図るための事業税の免税点を引き上げたという点についても、抜本的な対策を講じていただきたい。

以上申し上げましたが、私の簡単な参考人としての意見発表にかえさせていただきます。

○理事(熊谷三郎君) 以上で参考人の方々の御意見の陳述を終わりました。

それでは、これより参考人に対する質疑に入りますが、大体参考人の方のお時間の都合もございまして、十二時から十二時半ごろまでの間に終了していただきますように御協力をいただきたいと思えます。

それでは、質疑のおありの方は順次御発言をお願いいたします。

○小柳勇君 四人の参考人の方に一、二問ずつお尋ねをいたします。

まず第一は、中金の総裁にお尋ねいたしますが、いまの中小企業の不況の実態でございますが、この第三次不況対策も政府で決められましたが、中小企業向けにいたしましては、案外少ないのではないかとと思えます。現在の実態に対して総裁の観点からどのような対策を熟望されておるか、これを総裁にお願いします。

それから第二は、稲川参考人でございますが、下請代金支払遅延等防止法の活用なり実施というものについては、委員会でも再々論議いたしております。あの法案をつくりましたときに相当論議してまいりましたのでありますが、なお適用は不十分である。それは親企業だけの責任ではなくて、下請企業の責任も相当ある。責任といましようか、権利の主張が足りないという面も大変あるのではないかと思ひます。さっきの公述の中で、団体の組織化が進んでおる、これが一番大事だとおっしゃいますが、組織化が進むと同時に、せめて親企業に対する、下請企業の下請代金支払遅延についてぐらいはもう少し組織的に対処できないか、これはもう再三この委員会でも問題にすることでありまして、御見解をお聞きをいたします。

それから同じく、現在の不況に對して専務理事としてはどういふ対策を一番お考えであるか。私も小さい観点であります。諸外国を視察いたしまして、中小企業対策というものをいろいろ探ってみますと、法的に對処しておるのは日本が一番すぐれてはいないか。諸外国では、大企業金融面で中小企業対策が事足りるとしているように考へている。そういうものが私の大ざっぱな考へですが、いまの中小企業の不況對策に對してどういふことをやったらよろしいか、これをお尋ねいたします。

それから大宮参考人には、同じく融資集中機構がいまの近代化促進を妨げているというお話がありました。私の聞き違ひかわかりませんが、融資の集中機構についてのいま一歩突き進んだお話と、それから無利息の金が欲しいとおっしゃいます。最後の渡辺参考人も無担保・無保証の金をもう少しふやしてくれというお話でありました。大宮参考人が言われる無利息の金、まあ措置期間の延長はわかりませんが、無利息の金と言われるものは、渡辺参考人が言われました無担保・無保証の金の増額、そういうものであるかどうか、もっと進うものであるかどうか、お尋ねをいたします。

それから最後に、渡辺参考人ですが、三十八年に近促法ができて以来、大きな手直しを三回ぐらいいたしてまいりましたが、私はあとあさつての質問のために、現在の近代化促進法による組織近代化、あるいは構造改善の実態を表にしたものを持っています。で、団体組織化は進んでおりますけれども、その組織化された団体の中の企業が協業組合あるいは協同組合などをつくって、いわゆる一企業が大同団結するという機運といふのは非常に少ないのではないか。各グループともまだ運々として進まないというところが表に出ておりますが、いまのような安定経済成長の中で企業が大きくなるのが有利であるかどうか。大企業なり親企業に對抗するといましようか、一緒に競争して成長していく中小企業が、たとえば十五社なり二十社が協同組合なり協業組合をつくって對抗していくこと自体、大きくならうこと自体が有利なものであろうかどうか、そういう問題をいま考へるわけです。高度経済成長の段階では、小さくありますと追いつきません。ところが、いまの安定経済成長の中では、小は小なりにその存在価値があらなければならぬし、あるべきである。したがって、協業化なり共同化、あるいは構造改善については少し違ひますけれども、大きくすることが有利であるという大ざっぱな観念は、是正する必要があるのではないかと考へるわけでありまして、この点について御意見を伺ひたいいたします。

以上です。

○参考人(渡辺佳英君) 答へいたします。現在の不況度を中小企業金融公庫の総裁としてどういふふうに見ておるかというお尋ねでありまして、私は、中小企業を相手としておりまして、どうも景氣に對する見方、一般の意見よりも一層シビアに考へております。なかなかこの景氣といふものがよくならぬんじやないか、したがって中小企業の困難は当分続くのではないだろうかというふうに見ておるわけでありまして、中小企業といひましても、大体大まかに言いま

して二つに分けることができまして、独立した中小企業と、それから大企業の下請の中小企業ということに二つに分けて考へてみますと、前の方の独立した中小企業の方におきましては、これは相當のそれぞれ企業努力を払ひまして、そして経営内容を引締めまして、あるいは業容を縮小いたしていくという態勢ができればいいかと思ひます。もちろん赤字が多い。先ほど申しましたように、これは全体を通じてありますが、三七%赤字経営という調査がわれわれの方に出ておりますけれども、赤字が多い。しかし、その赤字の幅をできるだけ少なくする、あるいはせめてとんとんまで持っていくといったようなことが努力をしておるべきである。したがって、これに對しては金融的な対策がある程度念を入れて行われたいことになりまして、倒産とか破滅するとかいふようなことのケースは非常に少なくして推移していくのじやないだろうか考へております。しかし、やはり心配なのは大企業の下請の企業でありまして、ことに景氣が全体としてよくなりませんと、大企業の経営の困難というものは、世帯が大きいだけに中小企業の場合よりもっと深刻な場合がある。そうしますと、非常に経営が苦しいものですから、やはりそのしわ寄せを下請の企業に寄せてくる。下請にも二次、三次というものがあつて、一次の下請の方はまだ大事にされまして、二次、三次にしろしわ寄せを苦しいものでありますから、二次、三次にしろしわ寄せをするといったような關係で、親企業からのしわ寄せというものが、これからひどくなつてくるケースが相当起こつてくるのじやないだろうか。

先ほど申しましたように、造船業界とか、あるいは重電の業界とか、あるいは素材産業の業界とかいふものは、むしろこれから長いトンネルに入る。したがって、いままではその下請の企業もどうやらこうやら仕事があつたのでありますが、これからは仕事がなくなくなるのみならず、場合によつてその再整理、いわゆる下請の切り離しという

ようなことも行われるおそれがある。幸いにしても、いままでは大企業もいろいろ社会的な批判といふこともありますが、それから自分の経営上の理由もあつて、そう下請に對してつらな態度をとつておられない。まあこれも企業によつて大分差がありまされるけれども、お尋ねをいままでのところはそう手荒い処置はとられておりませんけれども、これからどういふことになるかといふことについては、非常に懸念をいたしております。

いづれにいたしましても、しかし中小企業は不況度がそう簡単に軽くなるものではない。むしろ場合によつちや深刻になるものもあるという状態でありまされるけれども、私の感ずるところによりまして、皆それぞれ非常に努力をしておられる。決して甘える一方ではないという感じがするわけでありまして、したがって、政府の方で適切な対策をとられるなり、あるいは方向を示されるなり、それからまた、われわれの方もいろいろな制約はございませぬけれども、われわれのできる範囲内においていろいろなお手伝いをするといふことになりまして、中小企業の業界というものは、これからの不況に對して非常に健康に健闘していられるといふふうにご感心も、また、期待もしておるというのが現状でございます。

○参考人(稲川宮雄君) 私に對します御質問が二点あつたと思ひますので、この点につきましてお答えを申し上げます。

まず第一は、下請法についてでございますが、一般に下請法は、中小企業關係の法律の中でもさう法という名称がございまして、そのさうの法の代表のように言われておるのでございます。しかし、私は先ほど申し上げましたように、きつめて不十分な点はございませぬけれども、この法律があつたからこそまだよく今日の状態が維持されておるといふ意味におきましては、これはなかつたよりはあつた方がはるかにいい法律でありますし、また、これがあつたために、かなり親企業も遠慮をしておるといふ点もございまして

以上でございます。

以上です。

で、この法律が一般に言われておりますような法というよりは、むしろ私はこれを評価しておる次第でございます。

しかしながら、お話しもございましたように、この法律が決して十分機能していかないことは、これはもう今日の定説でございます。それにつきまして、御指摘のとおり親の方も不十分であるが、下請自体にも反省すべきところがあるのではないかと、こういうことでございまして、これは全く私も同感でございます。特に、下請関係の団体、組織におきまして、個人では言えないような点はもう少し団体の名前をもつて言った方がよろしい、こういう点もございまして、その団体というものが、多くは特定の親会社を中心にして組織されておりますいわゆる下請組合でございますので、なかなかそれが言えない。ネコの首に鈴をつけに行くようなものでございまして、もっと要求をしたらいいようなものでありますけれども、そこは労働組合とは非常に違ふ点でありまして、取引でございまして、余り要求をいたしませんと、次の取引の注文はもらえないということ、労働組合にありまますような不当労働行為というものが全然法律上ないわけではございませんけれども、どうも労働組合の不当労働行為のようなわけにはいかない点が非常に残念な点でございまして、こういう点につきましては、むしろ第三者的な組織団体、たとえば私どものような団体が、もう少し公正取引委員会とか中小企業庁に訴えていかなければならぬというふうに反省をしておるのでございまして、今後そういう点につきまして、もさらに検討いたしまして組織的に実行してもらおうようにいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

第二点は、現在の不況に対してどのような対策を考へておるかということでございまして、御指摘がございましたように、日本の中小企業政策は非常にきめ細かく、また、数多く行われておりまして、私はいつも言うのでありますけれども、日本の中小企業政策は、世界多しといえども、これくらいたくさんあるところでは世界じゅうどこにもないのであります。まさに世界無比の中小企業政策であるということをおっしゃるのではありませんが、それは欧米に比べましても、けた外れに日本は中小企業政策がその手とられておる。しかし、遺憾ながらそのPR、施策の普及が十分でないとか、あるいは予算が十分でございませぬ。日本の国の全体の予算の〇・六割しか予算がないというような状態がございまして、十分浸透していかないという点のうらみがございまして、政策自体はきわめてたくさんの政策をとっていただいております。

今回の不況対策といたしましては、先ほども申し上げましたが、要するに、自律反転力というのがきわめて乏しい現在でございまして、どうも政策によってこれをカバーしていただくことが必要ではないか。その一つは、やはり公定歩合が第二次まで引き下げられましたけれども、〇・五%が二回程度ではとうい反転力はありませんので、さらに第三次あるいは第四次の公定歩合の引き下げによりまして、貸し出し金利の引き下げ、コストの低下ということをしきり考えていただきたい。それから、返還の猶予につきましても先ほど申し上げましたように、これは個々の事情によって違ふと思ひますけれども、そういう幅をもう少し広げていただきたい。

それから、最近の要望でございまして、雇用調整によりましてレイオフされたような場合には、若干の手当が延ばされておるのかもしれませんが、その期間をもう少し延長してもらいたいというふうな要望も出ておるのでございます。何といたしまして、先ほど来お話がございまして、金よりも仕事という事態でございまして、たゞいまの不況対策といたしましては、やはり財政の繰り上げ支出、特に中小企業に対しての官公需発注の機会を大幅に考へていただくことによりまして、中小企業の仕事ももっとふえますようにしていただくということが、中小企業としては当面最も望んでおるところでございます。

以上でございます。

○参考人(大宮具一) 御質問の点でございますが、この近代化資金中機構についてでございますが、この近代化促進法の今度の改正の第一条に、「中小企業の構造改善を推進するための措置を講ずること等により、」とつづくとありますが、この項目を私は指して申し上げたつもりでございます。旧法は、ございませぬ。新しくこれが載ったことについて、私どもは非常に歓迎する次第でございます。

二つ目の金利負担の軽減でございますが、できる限り低金利、無利息にしていただきたいと思います。これは、中小企業設備近代化資金が果敢階では無利息になっております。そういう関係で、無利息にはいかかかと存するわけです。これは減価償却の特例と見返りをして、中小企業の恩典にされてはいかかですかという私見でございます。

○参考人(渡辺陸君) 私に対する質問が一点ございまして、簡単に答え申し上げます。

先ほど来のお話の中に、日本の中小企業政策が非常に系統的で、かつ組織的にも整備されている。特に、海外先進国との比較において関連された御発言があったようでありまして、私自身も狭い視野からではございませぬけれども、一年余りにわたってヨーロッパ諸国を歴訪いたしました。各国の中小企業に対する施策と日本の中小企業政策との比較検討を試みてまいりました。なるほど日本の中小企業政策は、網の目のように非常にきめ細かな角度から張りめぐらされているようでありまして、それだけ諸外国に比べて日本は中小企業問題の歴史的、社会的な矛盾が一層深刻であるという一つのあらわれであるというふうには私は見るを得ないのであります。

それは多くを語る必要はありませんが、たとえば下請代金支払遅延等防止法のごとき、つまり、一定の契約の範囲内で当然支払われるべき支払い代金で、経済的弱者に対する圧倒的資本力に物を

言わせる親会社、理不尽な形で代金を引き延ばす、あるいは買いたたきをするというようなやり方は、少なくとも社会的な分業の広がりの一環としての欧米先進諸国における大企業と中小企業の関係にはほとんど見られませぬ。したがって、私が先ほど強調いたしました中小企業の組織化の問題、とりわけ上からの組織化ではなくて、自主的、民主的な組織化を強調いたしましたのは、確かに御質問者の申し述べられましたように、ただ単に経営規模をスケールアップするということが、今日のような経済状況のもとで果たして適切であるかどうかという点につきましては、各方面から疑問を投げかけられておる向きがございまして、なるほどスケールアップをし、経営規模の拡大を図り、経営規模の利益を追求するという、そういう単純な成長経済の時代ではないということはいく存じ上げておられますけれども、現在中小企業業者が深刻な状態に置かれておる一つの理由には、資本力に物を言わせる大企業が弱小企業、弱小資本に対して圧倒的な支配力を持っている。たとえば、中小零細企業の固有な活動分野に対する無制限な進入、進出ということも規制できないという状況のもとでは、中小零細企業の営業と生活を守るという観点から言いますと、一定の大企業に対する自衛力といえますか、あるいは中小企業のみずからの経営を守るという観点から言いますと、経済的弱者である業者が横に団結を強化する、組織化すること、これは自然の方向であるかと思ひます。

そういう点につきまして、先ほどの御質問の方の御意見の一つには、つまり大同団結する機運が非常に弱いのではないか、これも確かに御指摘のとおりだと思ひます。一般的に指摘されますように、中小企業主というのは一國一城のあるじ的な意識が容易に克服できないという弱点を持っております。しかし、組織化を図る、あるいは必ず自ら自主的に組織を拡大するということの中で、自分自身が持っていた伝統的な意識の主体的な克服という点についても、かなり前進面が図られておる経験

がございませう。したがって、問題は、協同組合なり協業組合なりの構成と運営を徹底的に民主化するという方向において、加盟する中小業者の一人一人が自由に発言し、みずからの組織であるという自覚の上に組織の拡大を図るという方向が、当然促進されてしかるべきだろつと思ひます。

なるほど、大きいことはいふことであるといふ一般的な表現は、今日の時代ではかなり批判の俎上に上り、むしろ中小企業の小回り性、あるいは経営の弾力性ということが強調され、たとえは人件費の負担割合から言ひましても、他人を雇つてゐるよりは、家族従業員主体の経営の方が人件費負担が軽くて済む、こういう小企業、零細企業の固有な特殊性をむしろ發揮した方がいいといふ、そういう考え方が最近ではかなり中小企業白書などでも強調されてゐる向きがございませう。

しかし、こういった点について、たとえば知識集約型の企業の育成、あるいはベンチャービジネスの育成といふような問題は、全面的にそういう方向を否定するものではございませんけれども、個々の企業の経営戦略、ビジネスストラテジーとしては一定の有効性を持ちながら、国政あるいは行政レベルにおいて、つまり中小企業政策なり対策としてそういう方向性を追求することが、果たして適切であるかどうかという点に私はかねがね疑問を持っております。ですから野放しで、大きいことはいふことだといふ形で規模の利益を追求するといふことは確かに限界があります。だからといって、中小零細企業が、小規模の企業であるがゆえに持っている特殊性を發揮すればいいというだけで、いわゆる企業の拡大に対する意欲を抑制するといふ形はとつていただきたくないといふふうに考えます。

以上でございませう。

○対馬孝且君 稲川参考人にお伺ひをいたします。簡単にお伺ひしますから、ずばりお答えを願ひたいと思ひます。

先ほどの中で、大企業の分野がかなり中小企業

を荒らしている、そのために非常に危殆に瀕しているといふことを言われ、強力でない、それに対して何らかの歯どめをかけてほしいといふことが強調されましたけれども、私、北海道でありますけれども、すでに去年一年間で一千百件の倒産が起きておりまして、このうちの三〇％まではほとんどどう大企業の進出によって荒らされてゐるわけですか。この点から言つて、歯どめをかけていたいただきたいといふことは、現行法の中で歯どめを、行政指導をといふようなのは限界で、現実にはもうできなくなつてゐる。この点について一つの団体、全国中小企業団体中央会として、この時点で行政指導だけで事足りるといふ判断に立つておるか、あるいは、新たに法律をつくつて歯どめをかけるという考え方なのか、これひとつ簡単に伺ひたい。

それから、渡辺参考人にちよつとお伺ひしたいのであります。先ほど、既成の企業が新分野に進出する場合に二年くらいかかる、この間の保護、つまり救済といふは、保護措置といふものがやっぱり必要ではないか、全く同感であります。ただその場合、新分野といふことなんでありまして、渡辺先生は大学の立場でおいでになつてゐるものでありますから、簡単にお答えを願ひたいのでありますけれども、いまの日本の現状の中で、不況下の中で、知識集約型産業とかいろいろな説はありますけれども、実際に中小企業が新分野として進出をする場があるかどうかという問題になりますと、実際問題としてはむずかしいといふ答えになるのです。この点の新分野と称される考え方を、まあヨーロッパあたりと対比をして考えた場合に、どういふ新分野が想定をされるかといふことが、もしお考えがあったらお聞かせを願ひたいことが一点。

それから二つ目。先ほど、大企業が今日の中小企業のシェアを荒らして、現実に倒産をしてゐるわけですから、これには今日の中小企業基本法の第十九条はございませうけれども、これでは現実に行政指導という範囲では、もう大企業を抑え込む

ことができないういふ現実になつてゐるわけですか。そういう意味で、法的措置をと渡辺参考人から提起がございませうが、その意味での法的措置といふのはどういふふうにお考えになつていられるかといふことを、ちよつと参考までにお伺ひをしいたい、この二点でございませう。

○参考人(稲川富雄君) たいだいま御質問ございませう。大企業が中小企業分野へ入つてくることに對する歯どめをいたしましては、私も全国中央会の意見といたしましては、全国大会あるいは役員会等でこれは議論された問題でございませうが、法律の規定によつて分野を確立してもらいたいといふのが私どもの要望でございませう。

○参考人(渡辺陸君) 御質問を二点いただいたと思ひます。

第一の点は、新規分野に対する中小企業の進出を助成するといふ、本改正案の問題点の一つでございませう。これについては、どうも私に御質問いただくのはちよつと困るわけでありませうけれども、つまり、改正案の提案理由の中にそういうことが強調されてゐるわけであつて、私が積極的に、既存の分野はどうでもいいので、成長が期待される新分野に促進すべきであるといふふうな強調していることではないのであります。その点をひとつ誤解のないようにしていただきたたいと思ひます。

したがつて、先ほど私が最初に申し上げた中で、新分野、たとえば今度の改正案の中にも言われておりますように、成長が期待される分野ほど既存の大企業が支配力をふるつており、それにながら堅固な企業がかなりのシェアを誇つておる。そこに資本力の弱い弱中小企業が後発の企業として進出する場合、かなり摩擦が生じるだろう。

いわゆる弱肉強食といふ言葉が一般的に通用するように、つまりかなりのシェアを誇り、大企業が君臨してゐる中に後発企業が入つていく場合の当然伴うであろうリスクを覚悟していかなくちゃならない。そして、従来の分野から新規分野に一律

に転換するのではなくて、暫時的経営多角化といふやり方で事業転換を図るやり方と、どうにもこうにもならなくなつて、追い詰められた企業が一律に転出を図る場合では、そのリスクの割合が相当違ふと思ひます。

つまり、資本力に余力があれば、成長が今後も期待され、利潤率が保証されてゐるといふ分野に暫時的に移行することができるといふでしょう。つまり、追い詰められて既存の営業分野では生活がもう維持できないといふことで店を閉め、よろい戸を閉めて新たな進出を図るといふ場合には、相当転業に当たつてもさまざまな資金的な手当てなり技術的な問題なり、新しい分野に對するそういう仕事の上で練達の従業員を養成する問題とか、あるいは設備が備つても、新しい商品をつくつた場合、市場をどうやって確保するかといふマーケティング戦略、そういうものについて十分な配慮がないことには、ただ新規分野に進出すればいいといふだけでは、かえつて、競争の激烈な分野に巻き込まれることによつて手ひどいやけどをこうむりはしないだろうかといふ点に對する、私は危惧を持つてゐるといふ点を強調しておつたわけでございます。

第二の御質問については、大企業の進出をどうやって食い止めるかといふ問題については、いろいろな角度から御議論がございませう。たとえば、一つの方法としては、大企業の横暴な中小企業に對する支配と進出をどうやって食い止めるかといふ問題については、現行の独占禁止法を抜本的に改正するといふ方法もありませうし、また、中小企業の独自の活動分野、事業分野を確保するといふ観点から、一定の大企業の進出を一定の期間認めないとか、あるいは新たに中小企業の活動場に、進出分野に進出する場合に、届け出制ではなくて許可制にする。たとへば都道府県知事の許可制にするといふような強い規制措置を講ずることなしには、現在のような野放しにも匹敵するような大企業の進出は食い止め

ることができないだろうというふうには私は考えるものであります。

○桑名義治君 最初に、渡辺金融公庫総裁にお尋ねしたいと思ひます。

不沈の長期化によりまして中小企業が望むものは、先ほどからもお話がございましたが、金融面よりもむしろ仕事の確保ということが非常に望まれているわけでございますし、それと同時に、こういうふうな長期不況が進んでまいりますと、企業債務の返還猶予という問題がまた重要な観点になつてくるわけでございますが、これをどのようにならざるに処置されてこられたか、また、今後どのように対処するお気持ちなのか、そこをまず一点お伺いしたいと思います。

次に、中小企業金融公庫の貸し付けの対象というものが中小企業の中でも比較的上位のものになるということ、弱小企業あるいは小企業業者が非常に恩恵を受ける率が高いというふうな言われているわけでございますが、この点についての配慮をどのようになさっておられるか、この問題です。

その次の問題でございますが、今回の法改正の理由の中にも、中小企業の発展途上国からの追い上げということが大きな一つの焦点として述べられているわけでございますが、金融面から見た場合、政府の転換対策についてのどのようなお考えをお持ちいらっしゃるか、まず、この三点についてお伺いしておきたいと思ひます。

それから稲川参考人でございますが、昨十六日に第三次不況対策が発表されたわけでございますが、現在の中小企業の実態から見まして、果たして業界が望んだ内容がどれだけ盛り込まれているか、また、その対策の中で何が重要であるというふうにお考えになつていらっしゃるか、これが一点です。

それから二点目は、政府は、不況対策を進めるに当たりまして、値上げ自粛ということを強く訴えているわけでございます。これは大企業とそれから中小企業の製品、これに対する今回の実

態をながめてみますと、中小企業は、この不況下におきまして非常に中小企業製品の価格が下落している、こういうふうな言われ、その点大企業は、わりにそのままの安定した価格を保持している、こういうようなデータも出てくるわけでございますが、この点について業界としてどのようにな取り組み方をなさるうとしておられるのか、これが第二点目でございます。

第三点は、大企業の中小企業の事業分野への進出について、わが点も分野調整というものを進出しているわけでございますが、政府の中には、自由競争に逆行するものである、こういうふうな反対をしている向きもございします。先ほどのお話では、この事業分野調整についてはぜひとも推進をしてもらいたいという御意見のようでございますが、この点についてさらにお伺いしておきたいと思ひます。

それからもう一点は、こういうふうな不況が続いてまいりますと、下請条件の悪化ということが言われているわけでございますが、現在、中央会としては下請企業対策として何を求め、そうして何を政府に望んでいるのか、そこをお話を承っておきたいと思ひます。

それから渡辺参考人にお伺いをしたいんですが、いろいろと細かく御意見の開陳があったわけでございますが、その中でも転換業者の弱小企業の改善対策というものをきめ細かく打ち立てていかなければならないという御意見がございしました。渡辺参考人の何か素案的なもの、これに対するお考えがございましたらお伺いしておきたいと思ひます。

以上でございます。

○参考人(渡辺佳英君) お答えいたします。

最初の御質問の第一点、いま金よりも物、仕事という時代でございます。確かに金を中小企業にこれ以上借り増しをするということになりましても、返済のめどもつきませんし、それから金利の負担もあるということで、金を借りるよりも仕事があればできるだけ金がかからぬ経営をし

ていった方がいいという考え方がありまして、それが運転資金の資金需要というものをある程度相当防いでいるということはお指摘のとおりであります。その場合に、そういうことになってまいりますが、むしろいままで借りてお金の返済を延ばしていくという話になってくるわけでありまして、これは実際、近ごろ、うちの公庫の窓口にも逐次そういう方がふえております。私どももいたしましては、できるだけそういう希望には沿うと、ケース・バイ・ケースに相手の実態を伺いまして、そして返済の猶予なり、あるいは月々の割賦償還の金額を動かすなり、あるいはさらに進み間を置きまして、しばらくは返さぬでもよろしい、そして後になって、一年たつてから返していただくといったようないろいろな措置をその都度具体的に講じていくことをやっております。昨日の第三次不況対策におきまして、やはり中小企業金融については、返済猶予を適切に実行しようということがうたわれておるようでありまして、今後といえども、その点を十分注意してやっております。

それから、中小企業金融公庫の貸し出し先は、存外、中小企業といつてもむしろ小規模の企業が少くないんじゃないか、上位の方にだけ貸しておるんじゃないかというお話であります。私どもは、できるだけ小規模の企業に対して貸し出しをするつもりでいろいろ工夫をこらしております。

御承知かと思ひますけれども、うちの公庫の貸し付け方法に、公庫自体が直接貸し付けております。直貸しという制度のほか、代理貸し、代理店を選定いたしました。そこに代理貸しを頼む、むしろ従来はそちらの方が金額的に多かったのではありませんが、このごろはちょうど直貸しと代理貸しと半々ぐらいになっておりますけれども、代理貸しという制度がございします。

これは大体、八百十六の銀行、都市銀行、長期信用銀行、信託銀行はもちろん、地方銀行、相互銀行、それから信用金庫、信用組合、各機関にわたって代理店を依頼しております。これは一〇〇%全部の銀行にお願ひしております。信用金庫に至りましても、ほとんど九九%の信用金庫を代理店に指定しております。このことは結局、そういうた金融機関の方が地元の小規模の経営者とは非常に深いと。で、小規模の経営者というのは非常に地域的に分布されておりますし、それから非常に経営内容も単純でありますし、資金も低いし、生業的でもあると。非常にそういう意味で目につきにくい存在であります。信用金庫あたりはその業態よくつかんでおる例が多いのであります。したがって、そういうた方面に金を流しするという方法をとっております。

小規模の貸し出しというのを代理店がやりました場合には、その手数料というものも、うちは優遇しております。そういうた方面に金が流れることを期待しておるわけでありまして、したがって、現在、この代理店、代理貸しの中で、ほとんど三分の一ぐらいは従業員二十人以下の小規模の経営者に行つておるというわけでありまして、決してうちの場合、中小企業の中上位の方にだけ力を入れておるわけじゃないんでございます。しかし、御指摘の点はさらに気をつけなさいかと思ひますので、これからも一層注意してまいります。

それから、第三番目の御質問の点は、発展途上国の追い上げなどによりまして、日本の中小企業で非常に困つた立場に立つておる企業がある、これが業種を転換しなければならぬという場合に、転換対策を公庫の側としてどういうふうな考へるかという御質問かと思ひます。これは、私が見聞きする範囲では、それは発展途上国からの輸入という側面によつて、あるいは海外の市場を發展途上国の側に取られる。したがって、こちら輸出がむずかしくなるというケースは確かに多いんであります。それに当面した日本の中小企



用するということややっていただく。あるいは団体の特殊契約でなくても、行政官庁が介入をいたしまして、介入と言葉が悪いのでありますけれども、あつせんをしていただきまして、大企業が中小企業分野へ入ってくる場合には、極力調整をしていただきたいということが私の希望でありますけれども、しかし、基本的には法律の規定によってこれを抑えていただきたい、こういうのが希望でございます。

それから第四番目に、不況で下請が非常に悪化しておる、中央会としてこの下請に対する対策として何を望むかということでございますが、先ほどもちょっと触れましたように、下請に對しましてはもうオール現金にしてくださいにいたしましたことではないのでありますが、そういうことを申ししてもなかなか実現はできませんので、手形期日というものを法定化していただきたい。業種によって違ふと思いますが、現在でも指導方針として九十日とか百二十日とかありますけれども、これを期日を法定化していただきたいというのが第一の希望でございます。

第二は、先ほど申し上げましたように、少なくとも下請企業が従業員に支払います労働賃金だけは現金をもって払うように法律を改めていただきたい。

第三点は、公正取引委員会と中小企業庁によってもう少し立入検査をしていただきまして、先ほど、中小企業みずからも努力が足りないという御指摘がございましたけれども、ネコの首に鈴をつけた行くということはなかなか困難でございますので、ぜひこの立入検査によりまして報告をもっと進めていただきたい。場合によりまして公表をもっとしていただきたい。まだ公表をされた例はないはずでございますが、もう少しその立入検査、それから報告、公表という措置をとっていただきたいということが希望でございます。

以上であります。

○参考人(渡辺睦君) 私に對する御質問は、転廃業を余儀なくされる企業に對して、きめの細かい

対策として具体的に何が考えられるかという、こういう御趣旨だつたと思つて。

どのような中小企業の経営者であれ、親代々から続いた事業をやめて転業するということは、大変忍びがたいことだらうと思つて。しかし、さまざまな条件の制約を受けて転業せざるを得ない、そこまで追い詰められた業者に對してどうするかという点については、幾つか要約をいたしますと、まず第一には休業補償の問題であります。つまり店を開いておいたのが廃業せざるを得ない。また新しい事業にスタートする間の準備期間、懐妊期間といふか、その間における補償の問題をどうするかという問題が、とりわけ末端の零細事業主にとつては非常に深刻な問題になつております。

それとあわせて、既存設備の廃棄と買い上げの問題があるかと思つて。それから、新しい事業に転出するための休業期間中あるいは準備期間中の租税負担の軽減、免税措置を具体的にどうやって講ずるかという問題があります。それから、新規事業分野に適合するための従業員、労働者の技能訓練の問題があります。それから、新しい分野に對処するための従業員のまさに確保の問題があります。それと、商品開発とあわせて技術指導を十分確立できるかどうか。それから、先ほど申し上げましたように、この市場開発に對する国及び地方自治体の援助の問題。それから、大企業と違つて中小企業が未経験の新しい分野に進出するというようなことになりまして、大変なリスクを伴うということだけではないで、情報の欠如といふか、非常に狭いローカルマーケットではないで、全国的な、あるいは場合によつては海外市場との兼ね合いにおいて、つまり広い角度からの情報サービスの提供、これはやはり公的な機関からなされるべきであらうといふふうに考えます。

以上幾つかに要約いたしました。とりあえずこの点ぐらひは押さえていただかないと、余儀なく転廃業に踏み切らざるを得ないという業者に對する先行き不安感を克服させることができな

らうといふふうに考えます。

○中尾辰義君 渡辺總裁、ちょっと事務的なことですが、細かいことで恐縮ですが、これも……

いま金融のやり方で直貸しと代理貸しがある、こういうふうにおっしゃつたんですが、直貸しの金額は、私の承つてゐるのは二十万円以上ですか、それ以下はまあ地方銀行であるとか信用金庫の代理貸しであるとかいふようなことを聞いておるんですが、この代理貸しにつきましてはいろいろ批判もあるようでありまして、ちょっと承つておきたいんですが、どうも地方の中小公庫の支店に行く、それはどうか銀行に行つてくれ、こういうお話がある。銀行に行きますといふと、一つは、その銀行と取引の關係がなければなかなか非常に不利である。そんなことでいろいろ苦情も私は聞いてゐるわけですね、なかなか貸してくれない、それでまた、そういう關係で國の機關が融資をしておるわけだから、一体こういう貸し出しの決定というものはどうなつてゐるのか。銀行の調査によつて銀行が貸し出しを決定してやるのか、あるいはまた、焦げついた場合に銀行にどの程度の責任があるのか。それと、直貸しの銀行等に對しての融資の割り当てといふまじょうか、あるのかですね、その辺のところをちょっと承つておきたいんです。

これは言わんとするところは、要するに中小公庫が、先ほどおっしゃつたように地方銀行なり信用金庫に手伝いをしてもらうような、委託したようなかっこうになつておるわけですね、趣旨はやはり、國の金融機関である以上は、國の金融の方針に基づいてこれは貸し出しもやめてもらわなければならぬ。それが一つの銀行なり信用金庫なりという中間の金融機関で、民間の金融機関が真ん中に入つて、そこで事務的に調査をして、そこで判断をするということになると、どうもお國の方針と反するような、期待に沿えないようなことが起つておる。非常に不満であるといふような声もあるわけですよ。それで、お伺いをして

いるわけですが、実情はどうなつてゐるのか、それが一つ。

それから、中小公庫に頼んだら、貸し出しが決定するまで大体三カ月ぐらひかかる、これが実情のようでありまして、これをもう少し——緊急のときになかなか間に合わないという苦情もあるよすが、いろいろ理由はあつたでしょうが、その辺はもう少し短くならないものか、ちょっとお伺いします。

○参考人(渡辺佳英君) お答えいたします。中小企業金融公庫が代理店を使う理由は幾つかあるわけでありまして、元來私のところは初めは支店も非常に少なかったもので、どうして中小企業といふと、地元でもお金の世話をしなければいかぬということもありまして、それは全国に支店網を持つておる民間の金融機関に頼まなきゃならないというケースもございました。

それから、金融というものはやはりうちの公庫だけだめんどろを見るというわけにいかない場合が多いのでございまして、やはり民間の金融機関とまあ協調するといふところまでいかなくても、中小公庫からこれだけ金が出ておる、おれのところでもこれだけめんどろを見ると、ことうちの公庫の出だしは設備資金であつたものでありますから、設備資金をうちが出しますと、あとのそれに伴う運転資金はめんどろを見ると、あつたようなのが市中の金融機関に期待しておつたのでありまして、そういうことで、結局代理貸しをむしろ原則として出されたようなかっこうになつておつたのであります。逐次直貸しをふやしまして、現在は直貸しと代理貸しとが半々といつたようなかっこうになつてきたわけでありまして、何もこれは、金額が必ずしも二十万円以上でなければ直貸しにしないということはないのでありまして、直貸しに向いてゐるものは直貸しでお扱ひするし、それから代理貸しの方にお願いした方がいいと思われまはすのは代理貸しにお返しする。したがつて、全く市中金融機関とは全然縁がな

て、代理貸しに行けと言われても困るというよう  
なところは、決して無理なこととは言っていないは  
ずでございます。

それから、代理店に對しても、私どもの方  
でやはり中小企業金融公庫の代理店としてはこう  
いう方針でやってくれということをお願いして、それ  
できておりますし、通達をいたしまして、それで  
市中金融機関の固有の貸し出しとは区別して扱わ  
してある。その辺のところはうちに監査部という  
のがありまして、そこから職員が分担いたしまし  
て代理店に出かけまして、嚴重なチェックをして  
おる。もちろん、その結果非常にしぶりの悪いと  
いうところがありますと、次期の代理貸しの枠を  
減らすという措置をとっております。

したがって、いま申し上げましたように、  
代理店に對してはやっぱり一定の枠がございまし  
て、うちの方から金を渡すのに、代理店の方で勝  
手に中小公庫の金だと言つて貸し出したものを、  
こちらの方から制限なく出しておるわけじゃござ  
いませんで、大体四半期四半期で枠を決めまし  
て、これだけお願いするということにしておるわ  
けであります。それに基づきまして代理店が貸  
し出しました場合に、かりに焦げついたらとす  
ると、そういう御質問があつたかと思うのでござ  
います。その場合には、その金額の二割はその代  
理店の責任になるという措置をとっております。  
金額うちでそのしりをめぐつておるというわけじ  
やないでございます。

それから御質問の第二点、中小公庫の貸し付け  
三カ月ぐらいかかるといふ御非難があつたのであ  
ります。これは私も中小公庫に着任いたしましたし  
て以来、非常にその点を神経質に指導してまい  
ておるのであります。現在のところ、うちが受け  
付けてから貸し付けを執行しますのに、大体  
平均しまして一月半というのが出ておる数字で  
ございます。一ころは確かに百十一日かかったとい  
うようなのが出ておりますが、あれは四十七年ご  
ろでございますか、それが大分改善されてきてお  
る。ただ、うちが受け付けます前に、相談に見え

まして、そして受け付けになるまでの間に多少時  
間を要する場合があります。これはやはりうちの方  
で、せめてこれだけの資料は持つて来てくれ、そ  
うしないと受け付けることができないかどうかわ  
らないという時間があるわけでありまして、その  
ときに、借入れ申し込みの方でやはり資料的  
にある程度協力してもらえませんか、ちょっとそ  
このところをたなざらしになるという期間がある  
かと思ひます。

それから、この期間を短くするために、実は最  
近は、二回目、三回目と貸し出すような場合に  
は、もう大体事業内容がよくわかつておるもので  
ありますから、一切の審査を省略するという場合  
もございまして、それからごく二、三ページの調  
書で済ますという場合もございまして、非常にそ  
このところスピードアップすることにしております。  
そういったしませんが、実はうちの公庫も定員  
が一向ふやしていただけない、貸し付け規模だけ  
は三倍ぐらいいつたけれども、定員がずっと昔の  
定員でやっておるというふうなことであつて、と  
てもこれは事務が多過ぎてさばき切れない。したが  
つて、そういった意味で効率化というのには特に  
注意をいたしまして、効率化を図りました結果  
は、したがつて貸し付けの決定もそれだけ早くな  
るといふようなことになっておるかと思ひます。  
しかし、まだいまだ十分だとは考えておりませ  
ん。きょうのお話もございまして、今後一層  
そういったことに努めてまいりたいと思ひます。

○安武洋子君 お忙しい中をお越しくださいまし  
た参考人の皆様にお礼を申し上げます。  
私は最初に、まず渡辺陸参考人にお伺ひさせ  
ていただきましたと思ひます。  
今回の改正によりまして新分野進出計画制度、  
これが創設されることになっております。法律案  
によりまして、第五条に、「需要が需給構造その  
他の経済事情の変化による著しい影響を受けてい  
る」といふことになっておりまして、要する  
に不況業種の中から指定して新分野進出を促進さ

せよう、こういうものです。本来事業転換という  
ものは、中小業者の自由な意思と創意工夫に基づ  
くべきものであつて、業種指定を行つて強制的に  
行われるべきものではない、こういうふうな考え  
のわけですが、しかも實際上、政府の考え方でいき  
ますと、商工組合に限定されているなど、こう  
いうことで小零細企業ははじき出される、こうい  
う危険性がきわめて大きいと思つておる。この  
点についての御意見を伺ひたいと思ひま  
す。

それから第二点としましては、事業転換を行う  
上でどうしても欠かすことのできない条件がある  
と思つておる。しかも、この条件はきわめて厳  
しいものだと思つておるけれども、この点につ  
いてはどういう条件が必要なのかというのには渡  
参考人が先ほど述べておられましたので、福川参  
考人の御意見をお伺ひたいと思ひます。  
それから、先ほどから再三御意見が出ていた問  
題でございますので、基本的な考え方だけをお伺  
ひたいと思ひますが、新分野進出を図る場合、  
当然大企業の激烈な競争、それからあるいは大企  
業の新規参入などの大きな障害があると思つて  
おる。この点で新分野進出を本當に成功させるた  
めには、大企業の進出を規制することが大前提だ  
と思つておるわけですが、この点につきまして、  
渡辺参考人と福川参考人の御意見を伺わせてい  
たきたいと思ひます。

○参考人(渡辺陸君) 御質問にお答えいたしま  
す。  
新規事業分野に対する進出計画制度の問題であ  
りますが、確かに御指摘のように、需要の著しく  
変化しておる分野、それはもう現在インフレ不況  
の中で仕事がない。たとえば不況業種に指定され  
ている繊維産業であるとか、あるいは重電、自動  
車の末端の下請業者、こういったところが一つ考  
えられると思ひますけれども、昭和三十八年の七  
月の国会で、中小企業基本法が制定されるに当た  
る、その提案の説明理由の中に、とかく物議あ  
るいは議論をかもしました一つの対象には、事業

転換の問題があつたと記憶しております。当時の  
中小企業基本法の制定、あるいは提案理由に当た  
つては、事業転換はあくまで強制されるべきもの  
ではないということを明白に提案理由の中に述べ  
られております。  
事業を転換するか継続するかは、あくまで事業  
主の自主的な考え方を尊重する、これは営業の自  
由の原則に照らしまして、憲法で保障されている  
明確な規定がございまして、したがつて、大方の批  
判あるいは誤解を招くような、つまり国が何らか  
の力を加えて、行政的に一定の目標を設定して指  
導する、転換を指導するようなことは毛頭考へて  
いないということ、昭和三十八年の七月の国会  
で、基本法が提案される理由説明の中に明白に述  
べられております。私はそのような提案説明を記憶  
してありますので、したがつて、こういう憲法の  
営業の自由の保障の観点からいたしまして、強  
制的にある特定の業種、たとえばそれが仮に何ら  
かの成長が期待されるとか、あるいは一定の利潤  
率が保証されるというような形で、つまり行政レ  
ベルで誘導し、促進するといふような形で、転換  
ムードに巻き込んでいくといふことは、新規事業  
分野を促進するといふ名前に隠れて、末端の小零  
細事業主の営業権あるいは生存権すらも脅すよう  
な、そういう転換を促進するといふような方向  
を通じて、官僚統制と業界のボスの支配を強化  
する、こういう危険性がなきにしもあらずといふ  
点を、私自身は大変危惧するものでございませ  
ん。以上でございます。

○参考人(福川宮雄君) 中小企業が新分野へ進出  
いたします場合の条件といふ御質問でございます  
が、この進出につきましては、税制上なりあるい  
は金融上なりの助成措置も講ぜられておるわけ  
でございますから、どんな業種がどんな事業に行  
つてもよろしいといふわけにはやはりまいりませ  
ん。最近の需給構造の大きな変化がございまして、どう  
してもこれからは発展できないような、後退する  
ような分野といふものがございますので、そ

う方面からやはり計画的に発展をしていく、そして新しく発展する分野というものが、それぞれまた最近の変動によりまして展開してくるわけでございますから、そういうような分野を指定していくというようなことが必要でございます。何でも転換するものはアトランダムにいけるということでは、これは自由でございますけれども、国の施策としては、やはりそこに一定の条件と申しますか、範囲というものを置かれるのはやむを得ないというふうな思っております。また、商工組合等が中心になっておりますけれども、これは商工組合だけではなくて、商工組合に類するようなそういう組織が一定の計画を立てまして、研究と計画によりまして、計画的に転出していくということがどうしても必要ではないかというように考えております。

それから、そういう分野に対しまして、大企業との競争が激しくなってくるので、これをある程度規制する必要があるのではないかと御意見につきましては私も同感でございますが、しかし、先ほど渡辺先生からもお話ございましたように、そういう分野にはかなり大企業もございまして、これは無理でございます、そういう場合には、それぞれその調整を講じていただくということが適切ではないかというように思っております。

○参考人(渡辺佳英君) ちょっと訂正させていただきます。先ほど中尾議員の御質問に対してお答えした際に、代理店の補償責任二〇%ということの間違えて申し上げましたけれども、八〇%でございます。訂正させていただきます。

○安武洋子君 渡辺先生にお伺いしましたのが、一点抜けておりましたので……

○参考人(渡辺陸君) 商工組合の問題でございますか。

○安武洋子君 いいえ、新分野進出を図る場合

に、当然大企業との激烈な競争があると思うので、基本問題として、やはり大企業の進出を規制することが大前提になるのではないかということでお伺いしましたので、その点、簡単に結構でございます。

○参考人(渡辺陸君) これも先ほど私の発言の中にも幾つか具体的に御指摘申し上げたことで、繰り返す必要もなかるうかと思っておりますけれども、やはり既存分野以上に新規進出が中小企業のサイドから試みられる分野というのは、何といたしても利潤率が相対的に高い、あるいは一般的に成長が期待される分野であるというふうな方向を考えるわけだと思っております。したがって、その分野においては、もうすでに大企業がかなりのシェアを持っておりまして、新規参入に対する障壁もかなり度合いが高い。そういうところに、果たして中小企業の進出を促進するといいますが、どの程度できるだろうか。

あるいはまた、一定期間できたとしても、それがかなりの成長性を期待され、利潤率が高いということが客観的に明らかであるならば、大企業なり、また、いわゆる中堅企業が黙って指をくわえているはずがない。そういう点になりますと、新たに進出した中小企業のところ、また大企業なり中堅企業が押しかけてくるということになりますと、相当なリスクを伴う。したがって、中小企業の固有の領域を法的にも守っていく、確保していくということがなければならぬし、大企業の進出に対しても、現在のような野放しで放置するということがあることは、ますます中小企業の存立条件そのものが脅かされてしまうという点について、きつい規制措置が加えられてしかるべきであろうというふうな考えております。

○須藤五郎君 まず最初、渡辺陸参考人に質問したいと思っておりますが、今回の改正で、関連業種を含めた構造改善が新しく入れられようとしておりますが、この場合、当然大企業も参画するということになりまして、大企業の意向を大きく反映した

ものなる可能性が大きいと思っております。関連業種を含めた構造改善のねらいが一体どこにあるのかという問題につきまして、ひとつ渡辺先生の御意見を伺っておきたいと思っております。

○参考人(渡辺陸君) これは産業構造審議会の「七〇年代の産業構造のビジョン」ということの中に指摘されておりますけれども、つまり産業構造の大幅な改変を図っていくという一つの方向として、たとえば知識集約型の産業構造という表現があるかと思っております。そういう方向を今後国の方向としてたどるとすれば、七〇年代後半を志向する中小企業がどういう角度で対応していくかというふうな考えますと、言うなれば、知識集約型の産業構造に関連するシステム化の方向をたどっていくという角度から、国の施策もかなり積極的な角度から推進されていく機運が予想されます。したがって、いまの御質問にもありましたように、今回の改正案で、関連業種を含んだ構造改善を推進すると、つまり企業単位ではなくて、産地ぐるみ、業界ぐるみ、あるいは異業種の協業化を含んだ構造改善ということになりますと、当然大企業の参加も予想され、あるいは協業組合の中核的な企業というものが果たしてどの程度の規模のものであるかは別として、かなり大企業の参加も想定されているように私は理解されてならない。したがって、異業種を含んだ協業化、構造改善という方向性が、大企業を中核とするシステム産業の一環として、知識集約型の中小企業がかなり積極的に組み込まれていくという方向で、その路線に乗り得ない大多数の細小企業はどうなるか、これはもう自助努力が肝要であるというふうな方向で切り離される危険性が多分に予想されると考えられます。

○須藤五郎君 各参考人にお伺いするわけですが、近代化、この基本は、何よりも自主的かどうかという点にあると思っておりますが、政府も口では自主的ということをおっしゃっておりますが、現実にはいろいろ問題があると聞いておりますので、自主的という場合に、どういことが保証

されておらねばならないのか、こういう点をひとつ各参考人にお伺いしたいと思います。

○参考人(渡辺佳英君) 私は、中小企業近代化法、これはやはりやる気のある企業に対して適用される法律であると考えております。政府がいかに笛吹けど踊らずと云って、まあ眠ったような企業もあるでしょうし、努力を忘れていた企業も少なくないと思っておりますが、やっぱりその中でもってこれはいかぬ、近代化を図らなければならぬという企業に対して、その道を開いておるのがこの近代化法であると思っております。したがって、結局この法律の適用になるのは、やっぱり自主的に企業努力をするという意欲を持った企業であるというふうな考えておるわけでありまして、こういう企業に対して政府がい

るような施策を講じて、そうして元気づける、それによって中小企業の業界全体を引き上げていくというものが、中小企業問題の解決の近道ではないかというふうな考えております。

○参考人(福川宮雄君) 中小企業近代化促進法の基本は、自主性にあるという御指摘はそのとおりであると思っております。最初三十八年に近代化促進法ができました当時の業種別近代化におきましては、その基本計画なり、あるいは実施計画というものはそれぞれの主務大臣がおつくりになる、こういうことになっておりました。しかし、構造改善になってまいりました。これは各業界の自主性というものが非常に強調されることになってまいりました。これは当然であると思っております。自主性のないような計画では、これは決して成功するものではないと思っております。この自主性というものには非常に大切であります。現在でもやっておりますが、非常にその業界の意欲に燃えておる積極的なところはうまいことお

りませんが、ただ、税制上なり金融上なり、特に税制上の三分の一の特別償却でありますとか、あるいは二分の一の特別償却を受けたいというようなことだけを当てにしているような計画というもの

は、あまりうまくいっていないという点を見ましても、自主性というものは、御指摘のとおりきわめて大切なものであると思っております。

何を以てその自主性の判断にするか、こういうことでございますが、これはやはり業界のそれぞれ商工組合等の団体がございまして、その団体の内部における役員はもちろん、全組合員の気概というものが大切でございまして、それを十分に引きわめていただくということが、こういう業界を指定したり、あるいは特定する上における一番大切な点であると思っております。しかし、実際問題といたしましては、かなりこれは経費のかかる問題でございまして、また、手数もかなり要するものでございまして、膨大な資料を整えなければならぬということもございまして、やはり国の方の金融上、税制上の措置だけではなくて、そういう非常によくの負担がかかる、こういう点につきましてももう少し御配慮を願いたいというように考へるのではありませんが、しかし、それはそれといたしまして、やはり業界の向きの姿勢というのがきわめて重要であるということは、御指摘のとおりであると思っております。

○参考人(大宮具一君) 渡辺参考人と同じ意見でございますが、政府の方も、中小企業庁でひとつそういったことの研究指導をしていただきたいと考へるわけでございます。

なお、民間にはそれぞれの組合もございまして、組合が中小企業の構造、あるいはその他について研究をして、自主的に指導をするという方法をとればいいのではないかと考へます。

○参考人(渡辺睦君) 近代化計画の作成は、主務大臣が決めることに法案ではなっておりますが、事実上は、主管の行政指導と業界の指導層によって、話し合いによって基礎が、素案がつくられるという一つの実行過程のプロセスを考へますと、どうしても近代化策定のプロセスには、商工組合なり協同組合なりの有力な指導層、あるいは業界の指導層の意見がかなり強く反映せざるを得ない。しかも、その実施過程におきましても、業界の上層部の利益が反映する。たとえ近代化資金にしても、あるいは構造改善資金にしても、その具体的な配分の問題、実施過程になりますと、かなり末端の業者の意見が退けられて、上層部分の意見が中心となって推進されているという実情を、幾つか私は実態調査を通じて知っております。

したがって、近代化という場合の自主的かどうかという一つの判断は、その近代化計画の策定のプロセスに末端の中小業者の意見なり要望なりを十分に吸い上げられているかどうか、あるいは一部業界指導層の意見だけに頼って近代化計画が策定されているとすれば、これはきわめて非自主的なものであるというふうに言わざるを得ません。したがって、やはり近代化計画の策定の問題と、それから実際の幾つかの特典の利用の問題にしましても、商工組合なり協同組合なりが傘下構成員の全体の利益の観点から公平な運用がなされてしかるべきであろう。特に、末端の業者の犠牲において業界の頭数を少なくするというような転産業の促進計画が推進されるということについては、大変な困る実情にあると思ひます。

それからまた、関係金融機関におかれましても、ただ単に資金効率を第一に考へる立場からではなくて、公平に行き渡るように、なるほど、考へ様によってはやる気のない、眠った企業の経営者に一定の資金貸し付けを与えてもどうかという御批判の向きもありますけれども、そういう眠った人々たちをふるい起こすような方向でやっていく。そのためには、一つの推進の母体である商工組合なり協同組合なるものの運営が、本当に傘下構成員全体の利益の観点から運営されているかどうか。また、策定計画が全体の意見なり要望を取り入れて近代化計画が策定されているかどうかという点に、私は重点を置いて注目していきたいと思ひます。

○理事(熊谷大三郎君) ほかに御発言もなければ、参考人の方々に對する質疑はこれにて終了いたします。

参考人の方々に、長時間にわたり御出席をいただき、また、貴重な御意見を拝聴させていただきました。また、ことにありがとうございます。委員一同を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

これにて午後二時十五分まで休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

午後二時二十分開会

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○鈴木力君 まず最初に、大臣にお伺ひしておきたいと思ひますが、中小企業問題というのは、私自身も全然素人でよくわからないのですけれども、いろいろ具体的な施策をあらゆる角度から突っ込んでみても、基本的に言つて、やはり中小企業それ自体の力の弱さをどうするかという一語に尽きるだろうと思ひますが、まず、そのうちの一つに、これはもう前の質問者も質問されましたが、政府の御答弁もいたしておるのですが、問題は、いまの総需要抑制からくる不況という問題、この不況に對する中小企業からの対策というものがいろいろあるだろうと思ひますが、そういうお答えもさきにもいたしておいたようでありませうけれども、特に私は、今度第三次の景気浮揚策ですか、方針が今度政府から出されました。それに対して、大臣は大臣の立場から見た御意見があられるようでもあります。この政府の計画、考へ方と、さらに、中小企業という立場からすればなお問題がどこにあるのか、まず、大臣に最初に承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) さきのう政府の方では、現在の経済情勢にかんがみまして、ことしになりましてから三回目の不況対策というものを決定し

たわけでございますが、その中におきましても、中小企業は、日本の経済に占めております非常に重大な役割りということにかんがみまして、いろいろ対策を考へておるわけでございまして、一つは何と申しましても、基本的に経済活動を盛んにするというのが根本でございまして、中小企業に對する特別の対策といたしましては、今回の、たとえば官公需の中小企業に對するシェアをできるだけふやす、こういうことも特に強調しております。

それから、住宅関係の仕事をすいぶんふやしたつもりでございますが、これなども中小企業には相当大きな影響があるかと考へております。

さらにまた、中小企業の資金面でのいろいろな対策を積極的に、講じていきたいと思いますと同時に、中小企業は仕事がなく困つておるといのが実情でございまして、借入金の支払い期日が来た場合には、特に政府機関の場合には、できるだけ必要とあらば支払い援助等についても政府がこれを協力して押していく、そういうこと。つまり、仕事をできるだけふやすという問題と、それから同時に、金融面でできるだけめんどうを見ていくというものを相当力強く織り込んだつもりでございます。

○鈴木力君 それで、そういう方針を、第三次を出されまして、そこで中小企業のいま困つて居る問題がたくさんあるわけですが、あれだけで解決するなどということとは、これはもちろん言う方も無理だと思ひますけれども、これからの見通しとして、大臣、どういう見通しを持っていらっしゃるんですか。いま中小企業が、大臣がおっしゃったように、資金面もさることながら事業量が減つておる、そういうところに対する対策として第三次の不況対策が今度打ち出されたわけでありまして、したがって、その第三次の不況対策が打ち出された後、今後の見通し、つまり何月ごろからその効果が出てくるだろうか、あるいはどういふ業種には特に効果が期待されるか、そういう見通しはま

だできておりませんか。

○国務大臣(河本敏夫君) 今回の第三次不況対策、計算方法でいろいろあるわけでありますが、大体一兆六千億ないし二兆円近い新たに仕事をづくり出す、そういうことが言えるかと思ひます。そういう意味から、大体GNPを一%押し上げ、こういうふうな期待されておるわけでございます。しかし、何分にも景気は底をついたと言われおりませけれども、その底というものは非常に深い。たとえば一年前に比べますと、鉱工業生産は一五%も落ちておりますし、一年半前に比べますと約二割も落ち込んでおる、そういう状態のもので底をついておるわけでございますから、なかなかの上昇機運に転ずるといことは相当地な努力が要るのではないかと、こう思ひます。

特に日本の経済というものは、国際経済と非常に密接な関係を持っておりまして、アメリカもヨーロッパもいろいろ景気回復策に対して積極的にやっておりますけれども、事志と違ひましてなかなか思うようにはいかない。アメリカの経済も下げどまったようでありませけれども、なおこの上昇は、秋または年末からでないかと期待できないという状態のようでございます。ヨーロッパも、ドイツあたりはすいぶん工夫しておるようでございます。また、なかなか上昇しない。こういうふうな世界全体の情勢が悪いという状態でございます。日本だけが今回決めたような、国民経済全体から見ますとほんのわずかなばかりの景気刺激策をやりましたが、そうなかなか上昇しないのではないかと。

そこで、通産省といたしましては、三月、四月の指標は比較的良好なわけでありませ、五月、六月、七月、八月には産業界の実態調査をいたし、幸いに情勢が上向きであるならば、まあ若干延ばしまして、九月に産業界の実態調査をいたし、こういふことで、いずれにいたしましても、二、三ヵ月後にも一回今回の不況対策という

ものがどの程度産業界に浸透したかということをよく調べてみたい、こう思っております。

中小企業対策といひましても、たとえば下請で言ひますと、親企業がしつかりしませんと、幾ら下請関係がいんなことを言ひましても、結局は何もならない、こういうことでございませから、要するに、日本の経済に早く活力を取り戻させるということが肝心でございますので、さつき申し上げましたような方向に沿ひまして十分今後の景気動向を見守つていきたい、その中において適切な中小企業対策をあわせ行つていきたい、こういうふうな考へております。

○鈴木力君 きょう時間が私、一時間ということですから、いまの問題については、やはり大臣がいまおっしゃつたように、一つの施策があつた後、追跡調査ということも抜かりなくやつていって、そしてその後どういふ具体策が出るかというところで、いづれまたこの問題についてはお伺いする機会もあるだろうと思ひますが、特に私がこの不況対策を最初に伺ひましたのは、法案とも多少関係すると思ふんです。

たとえば、今度の法案で構造改善事業ですか、そちらの方もずっとさらに強化をされていくわけですね。ところが、何かいま一つの計画例を見ますと、時間がありませんから、具体的なことはできるだけ抜きにして申し上げませけれども、たとえば鋳物なり鉄なりの構造改善をやる、そういう計画があるけれども、たとえば三重県ですかの調査によりますと、特に構造改善事業が計画どおり実行されてない。その三重県の一多分三重県だったと思ひませけれども、来年の一月が完成年度であるのに、何か二十%ぐらしかまだ進行してないというやうなことを伺ひてゐるんです。これは三重県ばかりじゃありませんか、そういうです。そういひましますと、せつかくこういう近代化法案をつくり上げてやり出すにしても、基本的な、この不況なりあるいは経済の波にいつでもなまれているということがあると、相当計画も狂つてくるだろうと思ひまして、最初に伺つたわけ

す。

ついでですから、いま申し上げたんですけれども、この構造改善事業についてだけ伺ひますと、これはどなたでもいいんです、長官に伺つた方がいいかも知れませ。計画より相当おくれであるといふことがどれだけあるんですか、いま。

○政府委員(齋藤太一君) 構造改善計画は、大体五カ年間の年次計画で実施をいたしておりますので、年度の途中におきましては、若干ずれがございませたり、あるいは非常に進んだりということもございませけれども、大体まあ一応五カ年間の年度間に完成をする、こういう目標で進めておりました、おおむねそういう方向で進んでおるよう考へておりますが、特に一昨年から石油ショック以降の不況によりまして、このところ若干のおくれがみられる業種が多いようございませ。

○鈴木力君 これは中小企業タイムスの三月二十一日付のものですが、特に「構造改善事業進まず」という見出しで三重県の調査の例が出ておるんです。これによりますと、「三重県がこのほどまとめた同県下の中小企業構造改善事業実施状況をみると」といふ形になります、一番いいのは清酒製造業、これはことしの三月までというところになつておるようでございます、八七・二%ぐらゐ、こつちの方はですね、それからさつぱりというこゝろありますけれども、さつき言ひましたように鉄鋼製造業、これは五十二年三月までに五カ年の計画が切れるわけですね、それで、これの進捗率は三九・二%と、まあいろいろとたくさんあります。

時間がありませんから、一つ一つどうこうというわけにまゐりませけれども、こういう状態であるのに、しかし中小企業庁の当局は「まあこの申し上げた具体例はどういふやうな見方けれども、おおむね順調にいつてゐる」といふ見方で全部そういう把握をなさつていられるとする、もう少しメスの入れ方が私は足りないんじゃないかという感じがするんですね。これは幸ひ三重県だけで、よその県は全部うまくいつておれば

別だけれども、三重県の例というのは必ずしも三重県だけの例じゃない。不況というのは全国的に不況風が吹いてゐるわけでありませから、全体の傾向としてそういう傾向が相当出ているんじゃないか、こう思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(齋藤太一君) 業種別の構造改善ですと、三、四十ございませ。進捗状況は担当の原局で随時調べてもらつておるわけでございますけれども、鋳物は、御承知のように機械鋳物が中心でございませ、特に今回の不況の影響を大きく受けておるやうな、操業度が半分ぐらゐまで落ち込むぐらゐの状況でございませ。

鋳物の構造改善は、御承知のように自動鋳造装置を導入する、こういうふうな非常に能力も増加をいたしますし、合理化される形になるわけでございますが、そういう意味におきまして、需要が落ちてまいりますと、なかなかその自動装置の導入がずれる、こういう面がございませ、鋳物につきましては、特に今回の不況の影響を強く受けて、その関係で進捗がおくれているやうに考へております。

○鈴木力君 私、これ一つ一つがどうかといふことをきょうお伺ひする時間ありませんけれども、どう見ても、この計画どおり相違ひしているものもあるけれども、まあ八七%いひればおおむね順調ですといふお答えですと、通産省の基準が九〇%かなと私は思ふんです。

それは別としまして、鋳物の話をすると、鋳物が一番悪いんですといふ御答弁をいただきますけれども、たとえば同じ三重県の例で言ひますと、自動車分解整備業というのがありますね。これは五十二年の三月まででありませけれども、進捗率は二二%、これがそういう数字になつておるわけですね。もちろんまだ先がありますから、あるいはこの鋳物よりはいいかも知れませ。私はこれを、計画が悪かつたといふに言ひ切つてもいい、いまこの例を申し上げてゐるわけじゃないんです。そうじゃなくて、せつかくこういう法案をつくつて、そして前進をしようとして、それほど



マーシンを親事業者が取って、もう一つ上の親事業者に納めておるかどうかといったような点につきまして、原価計算的な意味での調査は実はいたしてありません。

ただ、いま私申し上げましたような自動車の生産形態は、各メーカーがばらばらに自分の自動車に合うように、細かい部品まで発注するよりも、ブレーキならブレーキをまとめてどこかが量産をするという仕組みができますと、そのブレーキメーカーは、単に特定のトヨタならトヨタに納めるだけでございまして、日産にも納めるというふうな形で、非常に量産がきくわけでございまして、その意味では量産効果が上がりますと、ブレーキのコストが下がってくる。

同じように、そのブレーキの部品を納めておるもう一つ下の下請にしましても、相当大量に製品を納入できるということで、合理化の可能性が、あるいは近代化設備導入の可能性が生まれてまいるのでございまして、そういう意味では、下請がむしろ独自のそういった技術によりまして、特定の親事業者に非常に一辺倒で支配的な形で納入するということよりも、ある技術を確立して大量に幾つかの企業に納入をする、こういうことになる方が下請自体の交渉力が増すんではないか、こういうふうには実は考えておるわけでございまして、そういう意味では、そういった量産が可能になるほど下請側の力も増してくるのではないかとという意味で、自動車におきましては、そういった生産体制をむしろ指導してまいってきておるわけでございまして。

○鈴木力君 もう時間がありませんから、簡単に。私は、そういうやり方がいいか悪いかということ、いろいろいい点もあるかと思う。それよりも、価格がどうなっているか、せひひとつこれほどかを調査してみたいかと思っております。それから、協議するように指導しておること、それは、もうこの委員会でも前にもそういう議論があったように伺いましたけれども、協議とい

うのは力の強い方が勝つということなんで、大体本当の一番下なんかにはいきませんと、とうとうここに押しつけられたというのが協議の結果なんですから、それは協議するように指導しているから心配ありませんということに、御指導といいますが、いたしたいのですが、きょうはいまの価格の体系がどう動いていくのかということ、あとでひとつ御調査いただいで教えていただければと、こう思います。

それからもう一つは、下請の関係ではこれももう古い古されたことなんですけれども、支払いの状況です。公取委員会の方もお願いしたいといっていると思うのですけれども、たとえば川崎市の金融課で調べたのによりますと、これは五十年の一月末日現在の調査でありますけれども、納品から支払いまでの期間に鉄鋼、金属が一・五ないし三カ月というのがずっとあります。それから手形になってまいりますと、九十日から百八十日というのがある。大体前年比、四十九年の九月に比較をしますと、もう三十日ぐらいい長延しているという状態が出ておるようであります。それから現金と手形の割合にいたしまして、これは、まあせめて賃金支払いの割合にいたしまして、これは、午前の参考人もその細くなってきた、これは、まあせめて賃金支払いのおっしゃっていただいた、最低でもそれくらいという要求があることは私も知っておりますけれども、現金部分がほとんど少なくなってきた。しかも、手形の場合は百八十日、あるいは重電機は百五十日、こういうような数字が出てきて、業者にとつては非常に深刻な問題だろうと思っております。公取委員会では、こういう点についての調査などしたものはあるのですか。

○説明員(相場照美君) 御説明いたします。

下請代金支払遅延等防止法という法律がございまして、この法律に基づきまして、下請取引の実態をある程度調査をいたしております。

法律の運用面を申しますと、まず親事業者に対しては下請代金の支払い状況についての詳細な報告を求めております。四十九年度の件数で申し

ますと、親事業者、約一万の親事業者に対しまして、下請……

○鈴木力君 前に出てやってくさい、ちょっと聞かれない。

○説明員(相場照美君) なお、そのほかに下請事業者にも報告を求めておりまして、下請事業者が親事業者からどういふ条件で下請代金を受け取っているかというのを調べているわけでございまして。これが四十九年度の実績で、約四千の下請事業者に対してそういった報告を求めております。こういった報告を求めまして、さらに下請法違反の疑いのあるものにつきましては、立入検査等を直接実施いたしているわけでございまして。四十九年度の実績で申しますと、正確には八百四十二の事業所に立入検査を実施いたしております。

ところで、先生のおっしゃいました、全体の支払い条件がどうなっているかという点でございまして、確かに現金比率あるいは手形期間、あるいは支払い期間というふうなもので、ある程度こういった点は平均的に悪くなる傾向が出てくるように思うわけでございまして。ところで、支払い期間あるいは長期の手形等につきましては、ある程度この法律で禁止している事項がございまして、こういった違反があれば是正させるという作業をいたしているわけでございまして。

○鈴木力君 そこで、たとえばさっき私が言いましたように、現金と手形の比率が鉄鋼、金属では現金がゼロ、手形が一〇〇％というものが相当にあります。それから、機械工業では現金が一〇％ないし五〇％、五〇％もありませんけれども、一〇％が非常に多い。それから、重電機はもう現金が一〇％で手形が九〇％、弱電機は現金がゼロから三四になり、手形が六六から一〇〇になっておりますけれども、化学工業の場合には一〇〇％現金支払い。これが川崎市の金融課調べのようでありまして、これでも、少なくとも現金一〇％、手形九〇％というふうな、こういう支払い形式は適当だとは私には思われないのですけれども、いかがですか。

○説明員(相場照美君) 御説明いたします。

現在の下請代金支払遅延等防止法、先ほど申しました下請法というところでありますが、この法律では、下請代金の支払いに充てるべきものは現金あるいは手形、直接これだけなければいけないというふうな規制はないわけではございません。しかしながら、手形の支払いにつきましては、特に条文を付しまして、割引の可能な手形でなければいけない、割引が非常にむずかしい手形ではいけない、ということ規制しているわけでございまして。しかし現金比率、おっしゃいます現金比率が幾らでなければいけないということまではこの法律では現在規制いたしていないために、こういった状況があるかと思うわけでございまして。

○鈴木力君 それでは公取委員会の方には、いまの点は法律にはあれだ。公取委員会は、法律違反を、法律というものが基準だと思っておりますから、おっしゃる意味は無理もないと思っておりますけれども、しかし、手形なんかにはいたしまして、手形の期日やなんか、やはりそういう点については、なお相当綿密な調査をひとつお願いしたいと思っております。

これは中小企業庁の長官にむしろ伺った方がいい。法律ではそうかもしれないけれども、いま見ると、それは、それこそ長官のお手物である行政指導というものが、もう少し強化されてもいいのではないかと感じます。特に私が聞いた範囲ではひどい例があるみたいです。六十日以内で支払えというのが法律で決められているから、五十九日目に支払った。しかもその支払いは手形で支払った。六十日以内に支払えという法律だから、五十九日目に支払えば、これは法律の枠内だ。そういうことになってきますと、法律違反ではないけれども、これは中小企業、下請業者を泣かせるやり方というものはないだろう。いろいろと知恵を働かしているときなんですよ。時間がありませんから、これももう要望にとどめておきたいのですけれども、こうした面は、私

は特にいまのように資金が引き締めの中にあつて、そうして不況にさらされておる下請という場合に、中小企業庁、そういう面からの調査と、行政指導というものがもっと強化をされてもいいのではないか、こういう感じがしたので、これを例に申し上げたわけでありませうけれども、さっきの価格のあれと一緒に後で結構です、きょうはもう時間がありませぬものですから。——それじゃ何

ておきます。  
○政府委員(齋藤太一君) 下請代金支払遅延等防止法の施行は、公正取引委員会と中小企業庁と連携を要してやっております、私どもの方も、昭和四十九年度に全国で約二万二千件の親事業者並びに下請事業者から報告を求めまして、取り締まりを行つておるところでございます。

去年の十二月までの実績で、違反容疑が二千三百件ございまして、九百三十四件の立入検査をいたしております。これによりまして、たゞいまお話のございましたように、品物を受け取りましてから六十日以上経過しても金を支払っていないもの、これは法律の違反でございますので、支払うように指導をいたしております。それから、非常に長期の手形を交付しているものにつきまして、割り引くことのできる手形に手形を書きかえさしてございまして、そういう指導をいたしておるわけでございます。

それから現金比率の問題につきましては、これは法律では現金比率を強制はいたしておりませんけれども、下請中小企業振興法という法律がございまして、その中で親事業者の守るべき、順守すべき事項というものを定めることになってございまして、その順守事項の中にはこれは告示がなされておりますが、少なくとも下請事業者が支払う賃金相当分は現金をもって支払うことというものを定めておるわけでございます。したがって、現金比率が全くゼロというのは、その下請振興法によりまして親事業者の守るべき事項にもとってございまして、最低賃金相当分というものは現金で支払うように指導をいたしておる

次第でございます。

○鈴木力君 いまのは、結論として法律はこうなつていて、指導もこうしてある。そうすれば、いま私が引いたような事例が出ないはずなんだけど、これはたまたま川崎の例を申し上げただけで、まず私どもと会った限りにおいては、下請業者の人たちはほとんどこの問題で同様な指摘をしていないんです。したがって、指導していただきますが、その指導が効果のある指導をしてもらいますと、少なくともそういう事例が出るというところは、どこかに指導の足りないところがある。それはもうやってもどうにもなりませんとおっしゃるなら、これは別の話です。そういう点で私は、もっと指導を強化していただきたいということに一応とめておきたいと思つております。

それで、本当を言いますと、実はこの法案について若干伺いたしたのでありますけれども、時間がどうも余りありません。私はいま申し上げたような、たとえば先の構造改善の例等から、そういう観点から申し上げて、この法律を改正をした後五年後から五年後ということをご想定した場合に、大体どういふ効果をねらつておられるのかということをお伺いしたのですが、これはちょっと時間がありませんので、この次の機会に譲らしていただいで、実は文部省と労働省においでいただいで、お伺いしたから、具体的な問題を残りの時間でちょっと伺つていただいで、いまのさきの問題は後回しにさせていただきます、こう思います。

そこで、この法案の改正の趣旨にも、提案理由の説明を拝見をいたしましたもありません。この「従業員の福祉向上、消費者の利益増進、環境の保全」という方向に、いままでのこの法律の趣旨からこれを新たにつけ加えてという趣意がございまして、それで、時間がありませんものから、端的に伺います。

いたしません。この法律を改正することによって、具体的に「従業員の福祉の向上」というものはどういふ効果をねらつておられるのか、端的にまず伺いたいと思つております。

○政府委員(齋藤太一君) 従来の近代化計画に對しまして、今回特に、「近代化に際し配慮すべき重要事項」ということで幾つか追加をいたしたわけでございますが、その追加項目の中にいま先生御指摘の「従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全」といったような問題がございまして、「従業員の福祉の向上」という場合には、非常に多方面にわたるわけでございます。労働条件の改善あるいは作業環境の改善、福利厚生施設の整備でございますとか、あるいは健康管理の問題でございますとか、さまざま問題がござい

ます。

今回の改正によりまして、今後は、これからつくられます近代化計画につきましては、たゞいまのような点をどういふふうにするかという点については、感念をしようとするかを計画の中に盛り込んでいただいで、かように考へておる次第でございます。特に福利厚生施設の整備、たとえば従業員の託児所でございますとか、あるいはスポーツ施設とか、従業員の共同宿舎とか、こういうものにつきます。これは、中小企業の振興事業団が融資を行つております。高度化資金、これが事業量にいたしまして五十年度は約二千四百億円でございますので、この資金をなるべくそういう従業員の福利施設に優先的に使用いたしまして、そういう福利施設の整備を図つてまいりたい、かように考へておるところでございます。

と思つては、もっと基本的な問題に通産省全体が取り組む気持ちがあるかということなんです。

その一つは、やっぱり私は賃金だと思つておる。この賃金が、これももう時間があるから、具体的なことは余りやりとりするつもりはあ

りませぬけれども、企業の大小によって余りにも賃金の格差がある。これは現実です。したがって、従業員なら従業員も、中小企業から規模が小さくなるに従つて従業員の募集ということが非常にむづかしくなる。そういうことが一つあると思つておる。

退職金制度にしても、せっかく政府があの制度をつくられた。しかし、まだ退職金制度をついていないという事業所だつて相当数まだあるというふうには私は何つておるんです。念のために労働省の方においでいただいでいるんですけれども、わかりやすく、簡単に傾向をひとつ説明して

ください。

○説明員(川口義明君) 賃金の問題と退職金の問題かと思つてますが、事業所規模別の賃金格差でございます。三十年代の後半から四十年代の前半にかけてかなり縮小をいたしました。ところが、ここ数年間はちょっと格差保ち合ひという状態でございます。四十九年で申し上げますと、大体五百人以上を二〇〇として、百人から四百九十九人が八二・五、三十人から九十九人が七〇・八というぐ

す。ただ、中小企業でも三十人以上になりますと、大体八割から九割ぐらゐ、百人以上になりますとほとんど退職金制度を持っておりますので、退職金の恩恵が全然ない者が九割ということとがございませぬ。この制度の加入率は一〇%弱というところでございます。

○鈴木力君 私は、いま特にこの問題を取り上げましたのは、いろいろな施設をおつくりになることもそれぞれ大事なことだと思ふんです。特にレクリエーション施設でありますとかなんとかという施設をぜひおつくりされる。これも勤労青少年にとつては大変な一つの恩典ではあるだろうと思ふますけれども、私は、いまの問題が基本だと思ふんです。

賃金のこういう格差というものをそのままにしておいて、後でレクリエーション施設を、しかも何分の一しか、真に一つぐらゐつくっても、もちろん金の額のそれ自体が全然違ふはずですから、賃金の方はそう簡単に、施設一つ節約すればできるといふそんな筋合いのものがあるけれども、こういう問題にも少し通産省の重点を置いた御指導というものがあつてしかるべきではないか。時間がありませぬが、せっかくならばいろいろのものをつくられませぬ、たとえば雇用調整給付金制度、こういう制度になりました、企業が小さくなればなるほど利用率が少なくなつていく、私はそういうふうに見る。これは一つの総括として私は大臣にもよく伺つておきたいのは、今後の中小企業の一つの施策の柱として本當を言へば私は、一遍に全国一律最低賃金制度をつくれと言いたいんですけれども、今日言うともた時間足りなくならずから、言うのをやめますけれども、基本的な柱を立てた検討といひますか、そういうことをせひひとつ着手をしていただきたいというふうに、大臣にもこれはお願いを申し上げたいと思ふのです。

それから、もう一つお忘れいただきたくないのは、これはせつかく通産省にも、通産省といひますか、中小企業庁でも御指導なさつていらつしや

いますけれども、中小企業の従業員の教育問題です。特に定時制高校あるいは通信教育を受けている生徒たちに対する会社側の、企業側の無理解といひますか、非協力的といひますか、そういうことが非常に大きな現象となつてあらわれてきておると思ひます。私は、最近のこの総需要抑制によつて、たとえば繊維業界なら繊維業界が破産をしたことによつて、学校を退学せざるを得なくなつたことによつて、学校を退学せざるを得なくなつたことによつて、学習権を奪つたとか奪われないとかというやうないろいろな議論がありますけれども、それはそれとして一つ重要な問題なんです。

同時にあわせて、公正の定時制なら定時制に通うにしても、企業側の方が許可をしないので通えない。せつかく採用されたときには通ひ出したけれども、途中から退学をしてしまふ、こういうケースが非常に多くなつてきている。あるいはまた、通信教育ですと、せつかく通信教育は受けておられるけれども、スクーリングに行けないというやうな、だから、この制度というものがあつても、制度は制度のままにして、中身というものはきつめて問題をやらんでおる、こういう傾向があるように私は見ています。文部省の担当の方、おいでいただいていると思ふんですけれども、まず、文部省でそういう把握をなさつていらつしやと思ふんです、どうでしょうか。

○説明員(兼沼君) 定時制及び通信制の生徒、昭和四十九年五月一日現在で約四十二万の生徒がおりますが、ことに定時制の生徒の場合には、一年生に入つた者のうち約三分の一の者が脱落する。それから通信制の場合には、これは通信制教育自体が多少、勤労青少年教育というよりは生涯教育的な観点が強くなりまして、必ずしも単位の取得を目指さない者が多くなつてきておりまして、そういうやうな関係で、実態では、四年以上で卒業できるわけですが、六年間で卒業した者の比率というのは二〇%弱というやうな数字が出ております。

私どもとしては、定時制あるいは通信制高校生の生徒ができるだけ通学できるようにということ

で、これは労働省の方にもお願いをいたしまして、また、文部省自身としても定時制、通信制教育の改善委員会というものを設けて、昨年の秋に就学条件の改善ということで、定時制高校生に対しても卒業を条件としての給与とかそういうやうな形で、できるだけ働きながら学ぶ勤労青少年が通学しやすいやうな条件整備を図つていきたい、そのやうに考えております。

○鈴木力君 そこで、これは大臣にひとつ聞いていただきたいのは、私は前に文教委員をしばらくやつておりましたから、この問題はぜひぶん文教委員会でも議論をしたはずですが、しかし、幾ら文教委員会でも議論をしましても、あるいは労働大臣がどんな通達を出しても、具体的にはもう企業が力がないと言へばないと言へる。具体的に労働力という問題とかみ合せることもあつたらうと思ひますけれども、少なくとも四時半から学校だといふのに、五時までは働いていけ、学校にはやるけれども、時間、給与はどうしようかと……あ、法律によりますと、中身は、そういうことをしないやうにという条文になつておる。だから、入学はしたけれどもやめざるを得ないといふのが実態なんです。したがつて私は、この問題を解決をするには、相当思い切つたやうに中小企業行政のサイドからの強力な一つの何かがないと、とてもじゃないが、幾ら議論をしたつてこの問題は前進をしないだらう。

だから、一つの試案でありますけれども、企業のとつては退職金何々に加入した場合には、どれだけの助成をするというやうないろいろな制度があります、そういう制度の中にひとつ組み入れることができないかどうかということなんです。たとえば従業員のうち、定時制高校に、あるいはこれからはもう高校に限らないかもしれませぬ。勤労者教育の対象としておる二部の大学も考えられるかもしれませぬ。少なくとも高等学校ぐらゐまでのところは、そういうところに入学をさしておる者については何か助成をするとか、そういうやうな方途をつくつていかないと、こうした問題

は解決をしないだらうと思ふ。私は、従業員の福祉という問題に、従業員みずからの教育といふことを置き忘れた福祉といふのは、やっぱり大きな一つの穴があるんではないか、こういうふうな考へて、この問題をいま持ち出したわけなんです。大臣にひとつ御所見を承りたい、こう思ふ。

○国務大臣(河本敏夫君) いまの問題は、要するに中小企業が力をつける、体質改善をいたしまして、大企業に負けないやうになるということが一番肝心でございますが、先ほど労働省の方からも答弁がございましたように、昭和三十年代の後半から四十年代の前半にかけて、中小企業と大企業の格差がある程度少なくなつたといふ程度に中小企業の体質改善が行われたと思ひます。しかし、いま足踏み状態でございますまして、なおその差が開いておる。なかなかこの問題を急速に解決するといふこともむずかしいと思ひます。

そこで、いま御指摘のやうな定時制の、あるいはまた定時制に通ひ、また、通信教育を受けておる人たちをどうするかということでございますが、これも新しい御提案でございますので、中小企業対策の新しい問題といたしまして、今後、文部省とも十分相談をいたしまして前向きに検討してみたいと思ひます。

○鈴木力君 これは制度上から言いますと、「勤労青少年が高等学校定時制や通信制の課程において学ぶ場合には、勤労青少年福祉法第十二条に基づき、事業主に必要な時間の配慮が義務づけられておるが、その実情や問題点を把握し、関係と密接な連携をとりつつ啓蒙指導を行う。」と、これが中小企業庁の出した「中小企業施策のあらまし」の中にはっきりとそう書かれておる。書かれておるけれども、実情はその把握もどうも私は余り十分でないやうにも思ふし、また、これは把握をして指導しただけではやっぱりだめだ。いま大臣のおっしゃつたやうに、せひこれは具体的に一つの大きな制度をつくるといひますか、具体的な施策というものをつくり出していただく、この問題の一步前進を図る。そうすることが従業員

の福祉という問題の非常に大きな質的な前進になるんだらうと、こう思つて申し上げたわけですが、せひひとつ大臣のいまの御答弁のように、具体的に実現をさせるように、これは強く御要望申し上げておきたいと思つています。

あと、さっき申し上げましたように、この法案を改正して今後の見通し、どういふ展望があるのかということをお伺いする予定でしたが、けれども、前もつてそういうことを申し上げておきまして、後で機会がありましたら伺いたいと思つています。

きょうは、これで一応やめさせていただきます。○対馬孝且君 ます最初に、通産大臣に、時間が三時までという、衆議院の方に回る予定になつておるようでありまして、基本的な問題をお伺いをしておきたいと思つています。

まず、先ほどもございましたが、第三次不況対策についての基本的な考え方につきましてひとつお伺いしたいと思います。

実は、なぜこれを聞くかと申しますと、北海道では四十九年度三月末までに、現在、倒産数が一千百十二件、史上初の最高を突破しております。一千百十二件であります。負債額が八百三十億三千二百万円というきわめて新記録を出すに至りました。これほど不況によって中小企業は北海道で落ち込んでいくという状態でありまして、そこで私は、この落ち込んでいく企業を見ますと、建築関係、軽印刷、それからクリーニング関係、豆腐業界、これはいずれも伊藤忠であるとか、森永であるとか、ヤクルトであるとか、大日本印刷であるとかというふうなものがあるが、大日本印刷であるとか、結果的には仕事が大量に減つて倒産をされて倒産をした、こういう特徴が北海道の典型的な特徴になつておるわけでありまして。

そこで私は、いま大臣がお答えになりましたが、第三次不況対策の基本姿勢として一つは仕事だ、仕事をふやすことだ。それはもう同感であります。第二の問題は金融対策の問題だ、こうい

つて答弁がございました。ところが、きょうの朝日の「気流」といふ見出しで出ております中に、ちょっと通産大臣の勇み足という表現で話題が出ています。大臣、これはどうなんですか。第三次不況対策ということであれば、少なくとも公定歩合はアメリカでは五回下がっているんですよ。当然いまの段階で不況対策の決め手をしなければ、まだ第四次、第五次という対策ではこれは対策にならないのじゃないか。いま一番底入れをしていられるので、この段階で大臣の考えているとおり、やっぱり第三次の公定歩合の引き下げということをはっきり打ち出されるものと私は考へておつたんですが、結論的にはこれは、まあきょうのを見ますと、大臣の勇み足の見出しで終わっているのですけれども、これは一体どうなんですか。

金利については、公定歩合を引き下げるということには解釈されていないということに理解をされていられるようだけれども、問題はここらあたりで、第三次不況対策ということについてこれだけではやっぱり救済されないのではないか。こういう点について、見通しを含めての考え方について、大臣がいまなおこの考えを持っていらっしゃるなら持っているという基本姿勢を明らかにしてもらいたいと思つています。その点ひとつお伺いしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 第三次の不況対策につきまして、要点を簡潔にもう一回申し上げてみたいと思つていますが、第一は、やはり需要の喚起でございます。需要の喚起対策をいたしましては住宅建設の拡大、それから公害関係の仕事の拡大、それからさらさらの繰り越しも入れますと大体七兆八千億ばかりになります。七兆八千億弱になるわけでございますが、その上半期の契約率を七〇％に持っていく。実際はそれを相当超えると思つていますが、とにかく七〇％に持っていく。それから、建築制限等は一切撤廃するとか、そういうことを内容とする一連の需要喚起策のほかに、

もう一つは、産業活動を非常に圧迫をいたしてあります。一つの大きな原因をいたしまして、現在の日本の金利水準が非常に高いということが大問題になつておるわけでございます。二年前に比べますと、大体日本の金利水準というものはほぼ二倍になつております。国際的に見ましても、いま御指摘がございましたが、アメリカは連続五回の公定歩合の引き下げをやつておりますし、ドイツもいま連続五回やつておるわけでございます。ドイツあたりは四・五％という公定歩合になつております。また、世界的に金融緩和という状態の影響を受けて、ユーロペーという金利なども実勢は三カ月前で最近五・五％というところで金融は行われておる。そういう状態でございますから、比較的金利の高い日本を目標としてアメリカやヨーロッパの銀行の余剰資金が流れ込んでくる。こういうことになつておるわけでございます。日本だけが非常に高いという水準になつておるわけでございます。

こういうことのために、先般のOECDの会議におきまして、先月二十八日、二十九日とヨーロッパでOECDの会議が行われたわけでありまして、一部の国からは、日本は不況対策に対して熱心ではない、ということ、結局日本の不況を外国に輸出するということになつておられるか、やほ惑するのではないか、けしからぬではないか、やはり日本もヨーロッパ、アメリカと歩調を合わせてもう少し景気振興策をとるべきである、こういうふうな議論も出ておるわけでございます。そういうふうな背景でございますので、現在の日本の金利水準というものが非常に高いわけでありまして、何とかなければならぬというので、今度の不況対策の中にも一つの大きな柱をいたしまして、金利を下げるという項目が一つ書いてあります。

金利を下げるという項目が書いてあるわけでありまして、その解釈は、第三次の公定歩合、あるいはさらに第四次の公定歩合、今後の公定歩合引き下げを含むという考え方と、それから含まないんだ、実勢金利を引き下げるのだ、こういう考

方の解釈がいろいろあるかと思つたのです。そこについて若干の意見の違いがあったということでございます。大勢は、仮にあの文章自身が第三次の公定歩合の引き下げを含むという文字になつておるけれども、私は、実質は当然引き下げなければならぬと思つて、また、近く引き下げられる大勢でなかるうか。これは日本銀行のおやりになることでありまして、私が余り具体的に申し上げますといけませんので、多くを申し上げるのは控えますけれども、大勢をいたしましてはそういう方向に行きつつある、こういうふうな私どもは理解をいたしております。

○対馬孝且君 いま、大臣の見通しを含めてお答えを願つたわけですが、勇み足でなく先取りをしたと、こう言う。先見通しで勇み足をしたということであるかどうか、いづれにいたしましても、結果的には第三次の公定歩合を引き下げる見通しが強い、そういう事実は来ると、こう確認していいですね、よろしゅうございませぬ。

そこで私は、次の問題でひとつお伺いしたいのでありますが、三月二十四日の予算委員会で私は大臣に質問をしております、中小企業庁長官にも申し上げておるのでありますが、いま午前中参考人の方々から言われたことは、ともあれ一つは仕事だ、いま大臣が言うとおりの、仕事が欲しい、中小に仕事を与えることがもう何よりのカソフルだ。二つ目は金融だ、こういうことですよ。そして中小企業金融公庫總裁でさえ、現在の中小企業金融公庫の中で三七％の赤字経営の資金繰り等がある、二割増をやはり考えなければならぬ、自然に二割増になつていく、こういう面ではやはり長期低利子ということが必要だということも言われておりますし、それから、全国中小企業団体中央会の稲川専務も長期低利子を強調されました。それから、新たな中小企業の分野の進出ということをぜひ法律で定めてもらいたい。これは中央会の代表も、それから明治大学の教授も強調されました。そこで、税理士の参考人の方から強調されたのも長期低利子あるいは無利子に



決定して決まったわけでございますから、これが決定されたのを機会にいたしまして、さらに中小企業庁を中心になりまして、関係各省と相談をいたしまして、一応目標といたしております三〇%にプラスアルファ幾らぐらいできるかということにつきまして、至急に、かつ具体的に検討してみたいと思っております。

○対馬孝且君 二点目。大臣、二点目答えてください。

○國務大臣(河本敏夫君) もう一点は何でしたか。

○対馬孝且君 建設省のこういう通達が出ていますけれども、各都道府県ではこのとおり実施されていないということですが、この点について、いま主管の官庁である通産大臣としては、特に中小企業対策のために何らかの措置を、各省に対して行政示達をしてもらいたいということですか。こういう措置をとってもらいたいということですか。

○國務大臣(河本敏夫君) それはさっき申し上げましたように、各省と基本方針につきまして具体的に打ち合わせをいたします。その段階におきまして、必要とあらば各府県に対して各省からそれぞれ指示をもらう、こういうこともやりたいと思っております。

○対馬孝且君 それはぜひやってもらいたいというところは、私は先ほど、建設省の方が来ておりますので、若干お答えがあればお答え願って結構なんです。実施段階では適切な指導はあるんだけれども、これが裏打ちされなければ意味がないと思うのですよね、やっぱり問題は、なぜそれができないかということについても、建設省の所管としてどう考えているかということをお伺いしたい。

○説明員(中谷善雄君) いまの御質問でございますが、御指摘ごもっともな点があるかと思っておりますが、ただ、私どもは四十九年度の建設省所管の補助事業だけについて見ますと、御指摘の札幌市につきましても、件数ダウンは八二%というふうな

大きな件数でございますが、金額にいたしましても五五・二%と、過半は中小の方にお仕事を願っていたらいい。先生の御指摘の興信所といえますと、まあ民間の企業等もあろうかと思っております。中小建設業の対策につきましては、御指摘のとおり、国におきましてもいろいろ指導してあるわけでございますが、今後はなお知事さんとかあられる市町村長さんにもさらに目を向けていた方がいい、その当該地域の中小の地元業者に行くような行政指導を、民間企業につきましては行政指導をしていただく以外にございませんので、そういう点なお格段の配慮をいたしていきたいと思っております。

○対馬孝且君 そこで、あわせて私はきょうは、産炭地域の中小企業対策の関係で、この前大臣にも予算委員会でも申し上げて、現地に調査団を出していただくということをお願いしてまいりました。幸い調査団を出していただくことを申し上げました。幸い調査団を出していただくことをお願いしてまいりました。幸い調査団を出していただくことをお願いしてまいりました。

○國務大臣(河本敏夫君) 先般、産炭地に進出をいたしました企業の倒産が相次いでいるというところで現地調査をいたしました、一体どういふことでこういうことになったのかということについて、あらゆる角度から検討したわけでございますが、目下その結果を整理をいたしまして、関係者におきまして対策をどう立てるべきかということ

について検討中でございますが、近くその結論が出ると思っております。

○説明員(山梨晃一君) ただいま大臣から御答弁いただきましたように、私も五月十九日から二十三日まで五日間現地調査に参りました。私もと申しますのは、私、資源エネルギー庁の石炭部の産炭地域振興課長でございますが、中小企業庁の小規模企業課の指導官及び地域振興整備公団の融資担当理事、それから、現地から北海道庁に御参加いただきまして現地の実情をヒヤリング、これは北海道並びに地域振興整備公団の現地の支部の調査の結果、それから、進出企業連合会からのヒヤリングというものを済ませまして、それから現地の不況業種——繊維、電機部品製造等を中心

にいたしまして、現地の八企業を見せていただきまして現地の人々から実情を聞き、また要望を伺ってまいりました。

不況対策と直接関連のあるもの、それからないもの、非常に多岐にわたる質問がございましたのですが、細かい問題は省略いたしました、やはり一番大きな問題というのは、金融面の問題と事業拡大の問題でございます。

それで事業拡大の問題につきましては、中小企業庁の方から参っていただいておりましたので、第三次不況対策の審議をする、不況対策で何をやるかという議論をしていく過程でございました。なるべくその段階で生かしていただきたいというところを申し上げておきます、具体的には設備投資の抑制措置の枠組みの廃止、それから官公需の中小企業者の受注機会の拡大、それから五十年上半期の公共事業の円滑な執行という具体的な具体的な項目で第三次対策に盛り込んでいただいたというように了解しております。

それから融資の問題でございますが、これは中小三機関によります返済の猶予という問題、それから、これも中小企業庁の方にお願ひしまして、第三次不況対策の方に盛り込んでいただいたというところでございます。それから私どもの方でいたしましたのは、地域振興整備公団で現在やってお

ります制度の中で、設備資金の融資と、それから長期運転資金の融資をしております。これは昨年度実は予算が、運転資金の方でございますが、六億円の予算でございました。これは七分四厘で返済期間五年。そのうち返済猶予期間ですか、これが一年。非常に有利な運転資金制度でございますが、この六億を十二億五千万というところまで、これは大蔵省の御了解を得まして拡大いたしました措置してきたわけでございますが、本年も引き続き——本年の予算が実は六億九千万円になっておりますけれども、これは引き続き弾力的に運用していきたいと、私も去年の枠を超えてもやっていくような姿勢をとりたいたいと思っております。

それから、これは現地に参りまして、特に私も感じたのでございますが、返済の猶予と担保の再評価ということをやってくださいと、現地から非常に強い要望がございました。これについては、現地に参ります前から、昨年度の暮れから実は地域振興公団の方には指示しておりました、そういう相談があったらいつでもやってほしいということをおっしゃったのでございまして、現地からあった要望は、それは地域振興公団に頼みに行きたいのだけれども、実は返済猶予をお願いする、次期の貸し付けに非常に制約を加えられるのではないかと、そういうことは、絶対いたしません、そういうことに関係なく返済の猶予、それから担保の再評価をいたしますというところで、現地でもって各企業に対して、進出企業連合会に対してもお答えしてきております。そういうつもりで実施していきたいと思っております。

○対馬孝且君 大臣、これは時間がありませんから、これは検討した結果、いま経過を答えられていふことでは、これは倒産してつぶれちゃって、後どうにもならぬということになるわけですよ。いつも対策が後手後手に回っているわけですよ。私は生きたうちに手を打たなければ、まкруらお経上げる近くになってからいつも手を打

たつて、こんなものは助かりはしないんだから、そういう対策では。

もう一ついま答弁に欠けておるのは、税金の特免がでないかという問題なんです、はっきり申し上げて。これは産炭地の地域の中では、入ってくる条件はあったにしても、それはやっぱり特免体制をとってもらわなければ、現実には先ほども鈴木先生から御指摘あったように、かなり産炭地に進出する企業というのは安い賃金で使っておるのです、ここに問題があるんです。これも明らかに地域包括最賃以下の労働者の賃金で使っているのだから、それでなおかつ倒産するという状態は、何があるかという問題です。これは明らかに大企業のメーカーに全部つながっているわけですから、大体いま産炭にある企業は、大企業が全部吸い上げていくわけですね。製品は買いたたく、そして、結果的には労働者を安く使っている。そこへ持ってきて、政府はかなりの援助をしているにかかわらずおつていくというところに問題がある。これはもう一つ根本的にメスを入れなければならぬことは、やっぱり大会社にメスを入れなければだめだということです。産炭地に誘致する場合には、何でもかんでもただ産炭地に企業を誘致するならいいじゃないかと、それで政府は金もつけてやる、それで来たものは、労働者を二東三文で安く使う、こういうごまかしの手でやっている大企業の進出のあり方。私は、産炭地企業のあり方について、もっと通産省は、ただ送ればいい、企業を進出させればいいというやり方ではなくて、中小企業を本当に救う、労働者を保護する、労働者の権利が守られる、こういう立場での考え方をとってもらいたいということを強く要望しておきます。これは答弁要りませんから、後でひとつ、最後に大臣からこの点についてのお答えを願いたいと思います。

そこで、法案の根本的な問題だけひとつ大臣、時間がありませんから二つだけ聞いておきます。いずれにしても、この中小企業近代化促進法の一部改正法案というのは、先ほど来何回も議論な

されていますが、昭和三十八年に制定されて、その間手直しをされているわけですが、今回の改正案に對しまして基本的にお伺いしたいことは、ともあれ、近頃法ができた時代というのは高度成長に向かった時代であると思うのです。いまの状態というのは、もはや安定成長、低成長時代と、こう言っているわけだ。この低成長時代に国際競争力の強化、産業構造の高度化、あるいは国民生活の向上というようなお題目は並べていますけれども、一体低成長時代に入った中小企業の一部改正案という手直しでいいのかという問題です、私の言いたいのは、先ほど来参考人が言っているように、もっと根本的に、中小企業を保護するための、たとえば中小企業の事業分野に對する法律をどのように定めるとか、独占禁止法における中小企業の保護をどうするか、こういう立場での根本改正というものがやっぱりあつていかるべきじゃないか。何かどうもこの改正を見ると、相変わらず高度成長時代の名残をそのまま踏襲をして、一部国民生活の向上ということ

を、国際競争力と若干の手直しをしてかっこうをつけて通そうという、こういう何かつけ焼き刃のような印象では、根本的に中小企業を救うことにはならないのではないか。こういう考え方について、法案の経過から基本的な姿勢について、ひとつ大臣に先ほどの質問の関連と、お答えを願いたいと思うのです。

○國務大臣(河本敏夫君) 私は、いまは世界的な経済の混乱期だと思つて、政府の経済に對する基本的な運営方針も、四十八年末の石油ショックによりまして世界経済が大混乱になりましたので、四十九年、五十年、五十一年と、この三か年間に調整期間といたしまして、五十二年から安定成長の軌道に乗せる、こういうことを目標といたしまして、経済の運営をしておるわけでございます。そういうことでございますから、いまお説のように、根本的に中小企業政策全体を洗い直すべきではないか、その一環としてこの法律も検討すべきではないか、こういう御指摘でございますが、今回は、こういう混乱期でもございまして、と本格的な中小企業対策全般につきましては、一応日本経済がいまの混乱期を脱して安定成長に入る、このときを待ちまして再検討をしてみたい、こういうふうにご考慮を願つておるわけでございます。

それから、北海道の産炭地に進出したという企業の問題でございまして、これは通産省といたしまして、また関係の省といたしまして、私は、企業がやはり完全に軌道に乗るまではもう少しきめの細かい指導といたしますか、それをもう少し密接にやる必要があつたのではないかと、こう思つておる。

中小企業といひますか、産炭地に出でいかれた企業に責任者の方におかれまして、もっと積極的に経営の様子等につきまして関係方面にしっかりと御連絡をいたしまして、こういう点はどうか、こういう点はどうかということでは、積極的にいろいろ御相談をさせていただければよかつたのだと思つておる。で、何分にもそういう点では、側におきまして、密接な連絡をして適切な指導をしていく、こういうことも必要であつたと思つて、今後はそういう点も十分気をつけまして、ああいうふうなトラブルのないように気をつけていきたいと思います。

きではないか、こういう御指摘でございますが、今回は、こういう混乱期でもございまして、と本格的な中小企業対策全般につきましては、一応日本経済がいまの混乱期を脱して安定成長に入る、このときを待ちまして再検討をしてみたい、こういうふうにご考慮を願つておるわけでございます。

それから、北海道の産炭地に進出したという企業の問題でございまして、これは通産省といたしまして、また関係の省といたしまして、私は、企業がやはり完全に軌道に乗るまではもう少しきめの細かい指導といたしますか、それをもう少し密接にやる必要があつたのではないかと、こう思つておる。

中小企業といひますか、産炭地に出でいかれた企業に責任者の方におかれまして、もっと積極的に積極的に経営の様子等につきまして関係方面にしっかりと御連絡をいたしまして、こういう点はどうか、こういう点はどうかということでは、積極的にいろいろ御相談をさせていただければよかつたのだと思つておる。で、何分にもそういう点では、側におきまして、密接な連絡をして適切な指導をしていく、こういうことも必要であつたと思つて、今後はそういう点も十分気をつけまして、ああいうふうなトラブルのないように気をつけていきたいと思います。

るのかということ絶えずやらなければ、ああいう基礎の弱い中小企業の産炭地の中ですから、山がつぶれる、また、来た企業もつぶれるといったら、それはもう住む者がいなくなるのですよ、率直に申し上げて。

そういう問題について、やっぱり生きがいを持ってと言つたって生きがい持てないでしょう、実際問題として、だから非行少年がふえてきたり、あるいはギャンブルの町になつてしまつたというふうなことになることになつてしまつて、大変なことに犯罪が交わつてくることになるわけですよ。つまり、国の政治の欠陥になるわけだ。こういう問題について、大臣の言われるとおり、絶えずひとつ指導点検を願つて、私はチェックをしてもらいたい。そういう企業診断等の充実をぜひ行つてもらいたい。これは強く要望しておきます。

そこで、時間がありませんから最後の問題であります、大臣は午前中いなかったからあれですけれど、午前中の近頃法に對する参考人の意見として出たものだけでなく、私は先ほど北海道の実例を申し上げたのですが、たとえば軽印刷の問題一つとっても、大日本印刷が来て全部仕事をとっちゃうのですよ。これでもいっちゃんわけだ。それからクリーニングなんか全部そうですよ、現実の問題として、これはリネン・サプライなんて北海道にありますけれども、これは伊藤忠の流れをくんだ会社です。系列会社です。それから豆腐なんか、森永、ヤクルトの関係でこれもほとんど進出をして、大スーパでもって荒らしで、それはもうどうにもならないですよ。太刀打ちせいで言つたって、これは率直に言つて太刀打ちにならないですよ。こういう問題について根本的にいま考えるときに来ているのじゃないか。ただ仕事を与えると言つたって、大企業はやっぱり来て、どんどんこへ入つてくるのですから、これを抑えない限りどうにもならないと思つておる。

そういう意味で、大臣にお伺いしたいのは、午前中の参考人も異口同音に言つておる通りに、特に全国中央会が強調されているように、何らかの歯

どもをしてもらいたい、その時期はいまなんだ、こう言つて強調されているわけです。そういう意味で、わが党も出しています、中小企業の事業分野の確保に関する法律について、いまこそ真剣に考える時期に来ているのじゃないか。何らかの法律を、大企業進出の歯どめをかう法律をつくらなければ、何ぼ口で中小企業対策と言つたつて、それは対策にならないということですよ。そういう点について、ひとつ大臣の最後の基本的なお考え……たくさんあるのですけれども、相当まだ、あともう一時間ばかり続けなければならぬのですけれども、きょうは時間がありますので、いま基本的な考え方だけひとつお伺いをして、大臣は三時までということに協力いたしますから、ひとつ最後の答弁をお願いします。

○国務大臣(河本敏夫君) いま御質問の事業分野の調整問題でございますが、この問題は、申すまでもなく中小企業問題の最大問題の一つでございます。中小企業の分野にみだりに大企業が出ていきましたと混乱をする、仕事をとり上げる、こういうことはよくないこととございまして、これまでも何回かそういう例がございました。しかしその都度、通産省の方でそれぞれの行政指導をいたしまして、ほとんど全部問題は私は解決しておると思ひます。

そこで、この分野調整という問題を法律で決めることがいいか悪いかという問題でありますけれども、法律で決めますと、やはりいろいろな問題があると思ひます。一つは、この法律の上にあぐらをかいて新しい技術の進歩というものが行われぬ、安易に値上げが行われる、あるいは技術の進歩等、競争がなくなる、こういういろいろな面も出てくると思ひます。そこで、これまで行政指導がうまくいかなかったというのであれば別でありますけれども、幸いに行政指導によって大部分解決してきたわけでございますから、今後行政指導によってこの分野調整の問題は解決していく。そういうことのために、もちろん通産省といつたしましては、そういうことについて詳細な調査

を遅滞なく機敏に行つていくことも必要だと思ひますし、同時に、通産省の省内あるいはまた各府県等におきまして、こういう問題を処理するため協力してもらつてもいい、こういうものをつくる必要もあるかと思ひます。そういういろいろな方法をやりながら、法律でなく、行政指導によってこの問題を解決していきたいというのが私どもの考え方でございます。

○対馬孝且君 大臣、行政指導がうまくいってれば参考人だつてああいうことを言われぬし、午前中参考人が全部言つていますけど、また、われわれだつてこんなことを言われぬですよ。現実にはそれじゃ行政指導でうまくいっていませんか、はっきり申し上げますけれども。

たとえば、北海道の印刷の例を挙げますよ、私は。実際に印刷の例が、大日本印刷が来て全部あつたシエラをとつて、そして現実につぶれた印刷業者が三軒あるんじゃないですか、この問題については、これは現実に出生の通産局長が指導したと思つてもいい、その行政指導がどうにもならぬんです、これはどう言つたつて、あなた。これはもう行政指導ではだめだという例もあるし、いまここにも岐阜県の生コンの例も出ていますけれども、中へ入つたつて、それは競争力に大刀打ちならないですよ。

もう一つ、大臣、大事なことは、先ほど午前中の明治大学の渡辺先生もおっしゃつていましたけれども、やっぱり伝統工芸とか、あるいは民芸品による郷土的な民俗的な今日まで来た作品というもの、工芸製品というものは大事にするべきなんです、そういう意味では、ただそれは法律のつくり方だつて、大臣の言うことは、いや、安易になつてか、あるいはまた簡単に値上げするとか、こういうことを言うけれども、それは法律の中で、どういふふう具体的に法律で規定をしていくかというところをつくるべきであつて、法律のつくり方はどうにもなると思つて、しかし重要性は、何といつても弱肉強食という基本的な姿勢を改めて、一番基礎の浅い零細企業を基本にして、基本

分野を保障するということが大事だということですよ、仕事を確保するということが。その視点に立たない限り中小企業はよくなりませんよ。何ほ大臣が口でそれは行政指導でやりますと言つたつて、行政指導が行き届いていないのだから、行われていないのだから。破産してパーになつていけるのだから、現実にはあなた。こんなことで行政指導はどうなつていくか。私はそういうことではなかつて、行政指導が行き届いていないということについては、一定の限界があるのだから、行政指導ではもうだめだという答えが出てくるから、法律でもつて制定をすべきではないか、こういうことを私は言つていられるのであつて、この点はきょう時間があるから、十分にひとつ検討をしていただきたいということをお願いして、きょうのところはたくさん質問が残つていますけれども、とりあえずはこの次の機会に譲ることにしまして、質問を終わります。

○委員長(林田悠紀夫君) 他に御発言もなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
午後三時三分散会

六月六日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、地熱資源開発促進法制定に関する請願(第五六七二号)  
第五六七二号 昭和五十年五月二十六日受理  
地熱資源開発促進法制定に関する請願  
請願者 高知県須崎市東札町一ノ二五 中川勝外六名  
紹介議員 林 道君  
この請願の趣旨は、第五三六二号と同じである。  
六月十三日日本委員会に左の案件を付託された。  
一、地熱資源開発促進法制定に関する請願(第五八二八号)(第五八二九号)(第五八三六号)(第五九二四号)(第五九三九号)(第五九四〇号)

第五八二八号 昭和五十年五月三十日受理  
地熱資源開発促進法制定に関する請願(五十二通)  
請願者 新潟市堀割町一ノ二三 清水通外五十一名  
紹介議員 佐藤 隆君  
この請願の趣旨は、第五三六二号と同じである。  
第五八二九号 昭和五十年五月三十日受理  
地熱資源開発促進法制定に関する請願(六通)  
請願者 静岡県磐田郡水窪町奥領家一ノ二ノ四 森下朝龜外五名  
紹介議員 戸塚 進也君  
この請願の趣旨は、第五三六二号と同じである。  
第五八三六号 昭和五十年五月三十一日受理  
地熱資源開発促進法制定に関する請願(二十通)  
請願者 宮崎市祇園町三九四ノ二 堀場作郎外十九名  
紹介議員 温水 三郎君  
この請願の趣旨は、第五三六二号と同じである。  
第五九二四号 昭和五十年六月三日受理  
地熱資源開発促進法制定に関する請願(三十三通)  
請願者 広島市草津梅が台三ノ六 住田俊光外三十二名  
紹介議員 藤田 正明君  
この請願の趣旨は、第五三六二号と同じである。  
第五九三九号 昭和五十年六月四日受理  
地熱資源開発促進法制定に関する請願(百十五通)  
請願者 福岡県山田市大字下山田五五四ノ二 長弘雄次外百十四名  
紹介議員 劔木 亨弘君  
この請願の趣旨は、第五三六二号と同じである。  
第五九四〇号 昭和五十年六月四日受理  
地熱資源開発促進法制定に関する請願  
請願者 京都府亀岡市神田野町鹿谷 高田 政也  
紹介議員 林田悠紀夫君  
この請願の趣旨は、第五三六二号と同じである。

昭和五十年六月三十日印刷  
昭和五十年七月一日発行